

## 目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

### 手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% =30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

### クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

### 1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

## 3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-4-1
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、  
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争  
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。  
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）  
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）  
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。  
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力  
フォームからお問合せいただけます。

以 上

（平成 28 年 12 月）

KTM\_TOUSHIN\_1.1

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです  
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

## 申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

### 例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



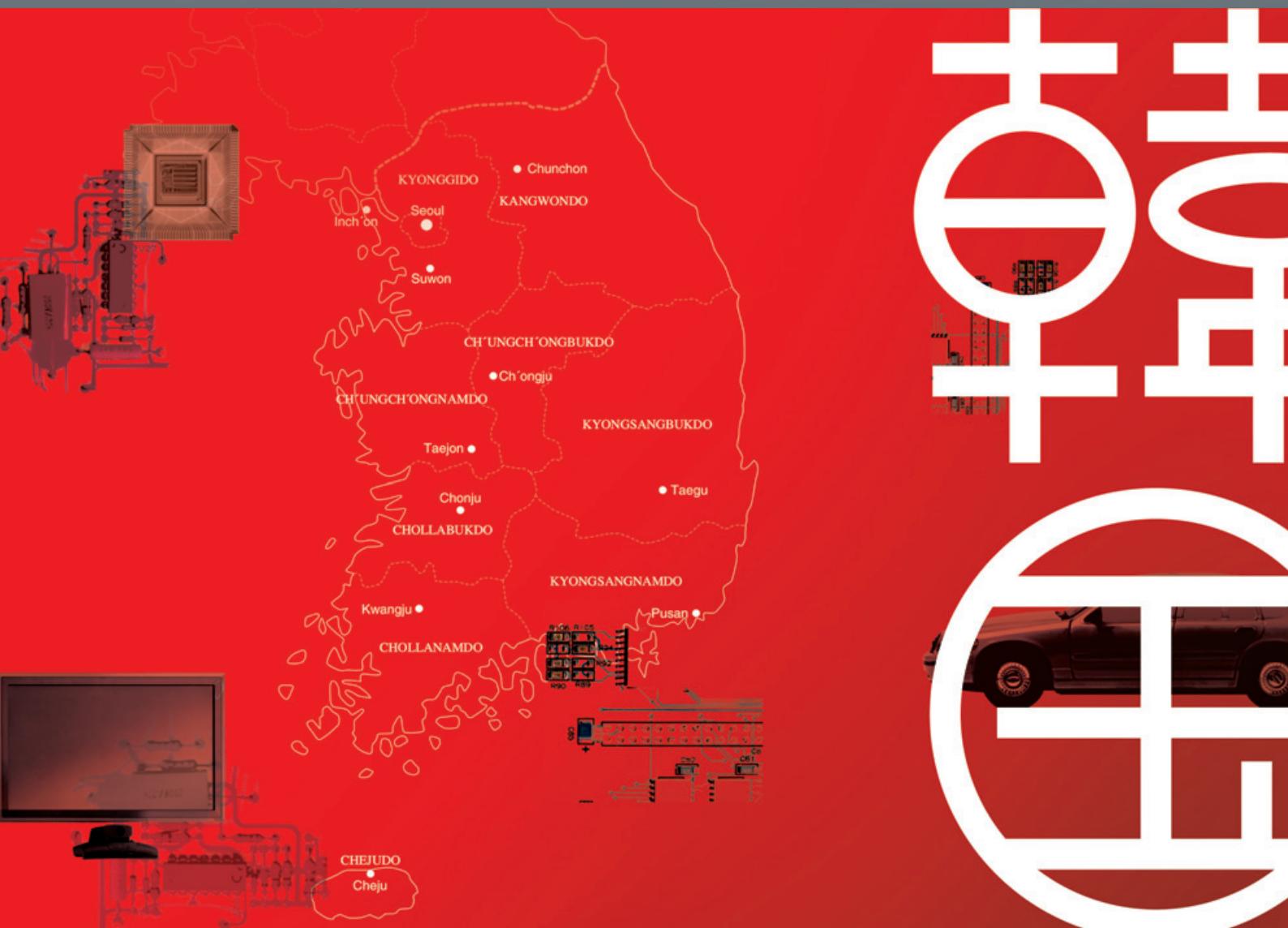
※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

# イーストスプリング韓国株式オープン

追加型投信／海外／株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書（交付目論見書）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

**イーストスプリング・インベストメント株式会社** 金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第379号

ホームページアドレス <http://www.eastspring.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

**野村信託銀行株式会社**

英国ブルーデンシャル社はイーストスプリング・インベストメント株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

英国ブルーデンシャルグループ



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式))	年1回	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- 本書により行う「イーストスプリング韓国株式オープン」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年1月30日に関東財務局長に提出しており、平成29年1月31日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようしてください。

＜委託会社の情報＞

委託会社名 イーストスプリング・インベストメント株式会社  
 設立年月日 平成11年12月1日  
 資本金 649.5百万円(平成28年11月末現在)  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額 7,549億円(平成28年11月末現在)

## ＜追加的記載事項＞

### 信託終了（繰上償還）の予定について

---

当ファンドは平成 18 年 1 月 31 日の設定以来、主として韓国の金融商品取引所に上場されている株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行うことにより、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、平成 28 年 11 月末時点の受益権口数が約 2.9 億口と信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（10 億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

### ＜信託終了（繰上償還）の日程および手続き＞

① 公告日	：平成 29 年 2 月 1 日
② 異議申立て期間	：平成 29 年 2 月 1 日～平成 29 年 3 月 1 日
③ 信託終了（繰上償還）の可否が決定される日	：平成 29 年 3 月 2 日
④ 買取請求期間	：平成 29 年 3 月 8 日～平成 29 年 3 月 27 日
⑤ 信託終了（繰上償還）予定日	：平成 29 年 4 月 3 日

公告日（平成 29 年 2 月 1 日）現在の受益者は、異議申立て期間中に当社に対し、書面により、この信託終了（繰上償還）に関する異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が平成 29 年 2 月 1 日時点の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合、平成 29 年 4 月 3 日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

（注）平成 29 年 1 月 31 日以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については上記の異議を申し立てることはできません。

繰上償還が行われる場合、ご解約のお申込みは平成 29 年 3 月 27 日まで通常通り受付けます。

なお、異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が平成 29 年 2 月 1 日時点の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

# I

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

当ファンドは、主として韓国の金融商品取引所に上場されている株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

※本書において、投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。

### ファンドの特色

#### 1 韓国の金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

- 韓国籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [エクイティ]」（以下「インダストリー・リーダース・セキュリティーズ [エクイティ]」）への投資を通じて、主として韓国の金融商品取引所に上場されている株式に実質的な投資を行います。

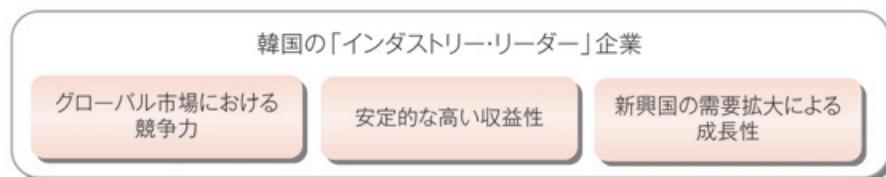
#### 「インダストリー・リーダース・セキュリティーズ [エクイティ]」の特徴

1. 韓国の金融商品取引所に上場している「インダストリー・リーダー」企業の株式を主要投資対象とします。

「インダストリー・リーダー」企業とは：

市場支配力、強いブランド力、国際競争力を備えた、韓国の産業をけん引する企業をいいます。

#### ＜銘柄選択の着目点＞

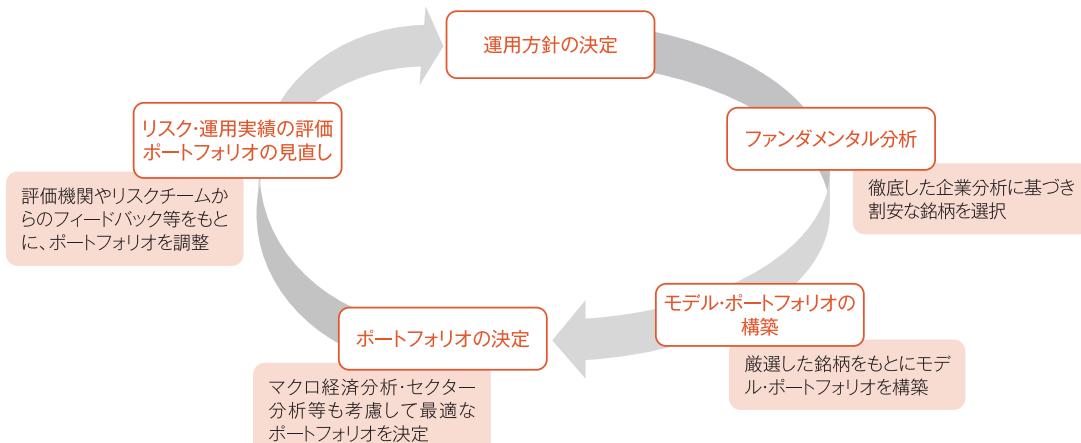


2. イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッドが運用を行います。

3. 割安な銘柄に分散投資を行うことにより、リスク調整後のリターンが中長期的にベンチマークを上回ることを目的とした運用を行います。

- 企業の本質的価値を重視し、徹底した企業分析に基づくボトムアップ・アプローチを基本とした運用を行います。
- トップダウン・アプローチによる分析も考慮し、効率的なポートフォリオ構築と厳格なリスク管理を行うことにより、継続的な超過収益の獲得を目指します。

#### ＜運用プロセス＞

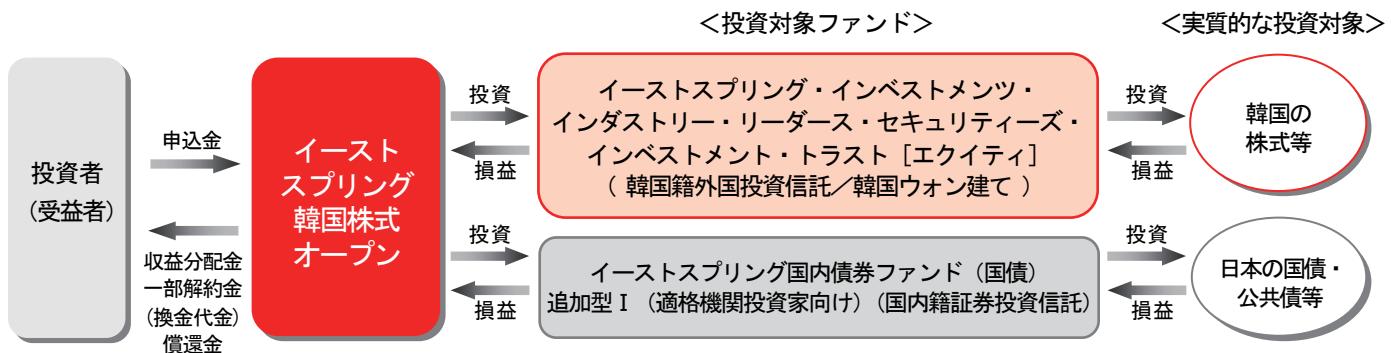


※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

## 2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

### ファンドの仕組み

■ 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※ 原則として「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [エクイティ]」への投資比率を高位に保ちます。

※ ファンドは実質的に韓国の株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、円対韓国ウォンの為替相場の動きに影響を受けます。

### ＜追加的記載事項＞

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

#### 投資対象ファンドの概要

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [エクイティ]	
形態	韓国籍外国投資信託／オープン・エンド型	
表示通貨	韓国ウォン	
主な投資対象	韓国の金融商品取引所に上場されている株式	
ベンチマーク	韓国総合株価指数 (KOSPI)	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッド
	受託会社	National Agricultural Cooperative Federation
申込手数料	ありません。	
信託報酬	年率0.325%	
その他の費用・手数料	組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等および監査費用等がかかります。	
設定日	2002年4月18日	
決算日	毎年4月17日	

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド (国債) 追加型 I (適格機関投資家向け)	
形態	国内籍証券投資信託／適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
主な投資対象	日本の国債、政府保証債、地方債	
ベンチマーク	BofAメリルリンチ国債インデックス (1-10年債) *	
ファンドの関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ (シンガポール) リミテッド
	受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
申込手数料	ありません。	
信託報酬	年率0.216% (税抜0.2%)	
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。	
設定日	2002年8月26日	
決算日	毎年2月25日 (休業日の場合は翌営業日)	

\* バンクオブアメリカ・メリルリンチは、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスを何ら変更することなく使用することを許諾しており、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスに關し何らの表明をするものではなく、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスまたはそれに含まれ、関連しもしくは得られるデータの適合性、内容、正確性、適時性および完全性について保証するものではありません。また、バンクオブアメリカ・メリルリンチはイーストスプリング・インベストメンツ株式会社によるバンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスの使用に關し一切の責任を負うものではなく、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社またはその商品またはサービスについて何らの支持、是認または推奨するものではありません。

### 3 イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのネットワークを最大限活用します。

- 「インダストリー・リーダース・セキュリティーズ [エクイティ]」は、イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッドが、韓国株式投資に関する専門知識と豊富な経験を最大限活用して運用を行います。

#### 充実したアジアのネットワーク



(2016年11月末現在)

- イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開し、各国・地域の運用会社は連携して運用を行っています。
- イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッドは、グループの韓国における運用会社で、2002年に設立されました。現在、韓国株式ファンド（公募投信）において約7,990億韓国ウォン（約770億円）※の運用資産残高を有しています。

※2016年11月末現在。韓国国内の全運用会社中第11位、外資系の運用会社の中では第1位。100ウォン=9.64円で換算。

出所：Korea Financial Investment Association

### 4 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。  
そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

#### 収益分配方針

- 原則として毎年10月31日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ▶ 韓国株式への投資のポイント

- ポイント① 経済** 韓国経済は、今後も安定的な成長が予想されています。韓国政府は、自由貿易協定(FTA)の推進によって輸出の拡大を促し、経済成長を後押しすることを目指しています。
- ポイント② 企業** 韓国企業は半導体やスマートフォンなどの分野において競争力を有しており、高いマーケットシェアを誇っています。
- ポイント③ 株式市場** 韓国の株式市場は、金融危機や欧州債務問題などの影響を受けたものの、長期でみると堅調に推移しています。

### 韓国の概要

首都	ソウル
人口	約5,082万人(2016年予測値)
面積	約10万平方キロメートル(日本の約4分の1)
言語	韓国語
宗教	宗教人口比率53.1%(うち仏教:42.9%、プロテスタン:34.5%、カトリック:20.6%、その他:2.0%) 社会・文化に儒教の影響を色濃く受ける。
政治体制	民主共和国
通貨	ウォン (100ウォン=9.64円)(2016年11月末)
主要貿易品目	輸出:石油製品、乗用車、電話用機器・部品等 輸入:原油、石油ガス、集積回路等

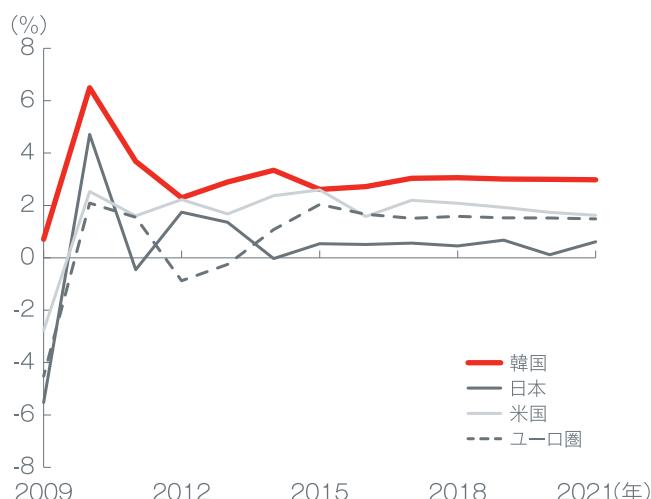
出所:外務省、IMF世界経済見通しデータベース(2016年10月)、Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメント作成。

## ▶ ポイント① 経済

### 韓国経済の動向

金融危機の影響から、韓国経済は一時的に大きく減速したものの、その後の世界経済の回復を受け、安定的な成長を遂げています。2016年から2021年の実質GDP成長率の平均は、約3.0%と予測されています。

韓国および先進国の実質GDP成長率の推移  
(2009年~2021年)

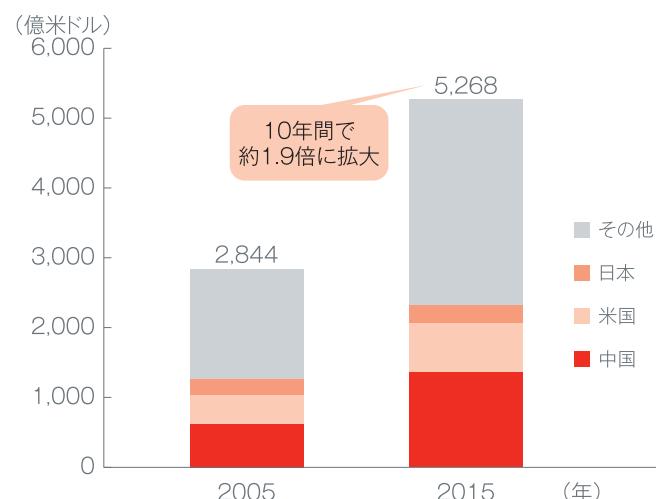


出所:IMF世界経済見通しデータベース(2016年10月)のデータに基づきイーストスプリング・インベストメント作成。2016年以降は予測値。

### 輸出主導型の経済

韓国経済は輸出主導型となっており、輸出動向が経済成長を左右する要因の一つとなっています。韓国政府は、貿易促進のために各国とのFTA締結を積極的に進めています。

韓国 国別輸出額の推移  
(2005年および2015年)



出所:CEICのデータに基づきイーストスプリング・インベストメント作成。

※上記は作成時点における各種データに基づき作成したものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

## ▶ ポイント② 企業

### 高い競争力を有する韓国企業

高い技術力を背景に、半導体やスマートフォンなどの分野で、韓国企業が注目されています。これらの企業は優れた競争力を有し、世界の市場においても高いシェアを誇っています。

半導体売上高 世界シェア  
(2015年)

順位	会社名	シェア
1	インテル	15.1%
2	サムスン電子	11.1%
3	SKハイニックス	4.9%
4	クアルコム	4.9%
5	マイクロン・テクノロジー	4.2%
6	テキサス・インスツルメンツ	3.7%
7	東芝	2.7%
8	ブロードコム	2.5%
9	アバゴ・テクノロジーズ	2.1%
10	インフィニオンテクノロジーズ	2.1%

スマートフォン出荷台数 世界シェア  
(2016年7月～9月)

順位	会社名	シェア
1	サムスン電子	21.0%
2	アップル	12.5%
3	ファーウェイ	9.3%
4	OPPO	7.1%
5	vivo	5.9%
6	レノボ	3.9%
7	シャオミ	3.7%
8	LG電子	3.7%
9	ZTE	3.2%
10	アルカテル-TCL	2.4%



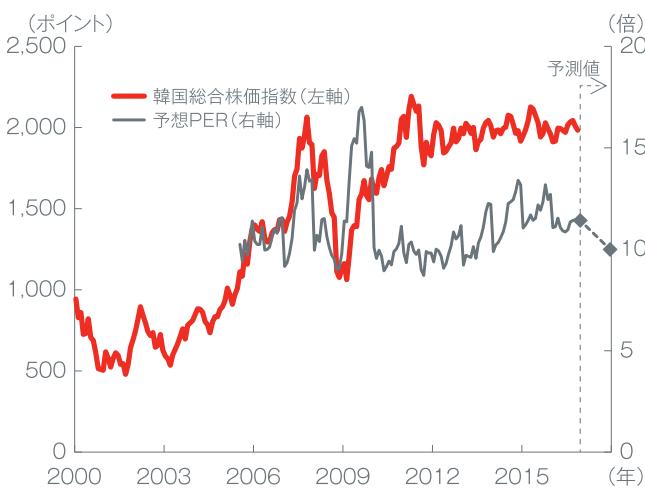
出所：Bloomberg LP.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。  
\*ハイライトされた企業が韓国企業。

## ▶ ポイント③ 株式市場

### 株価の推移

韓国の株式市場は、金融危機や欧州債務問題などの影響を受けたものの、長期でみると堅調に推移しています。

韓国の株価および予想 PER（株価収益率）の推移  
(2000年1月末～2017年12月末)



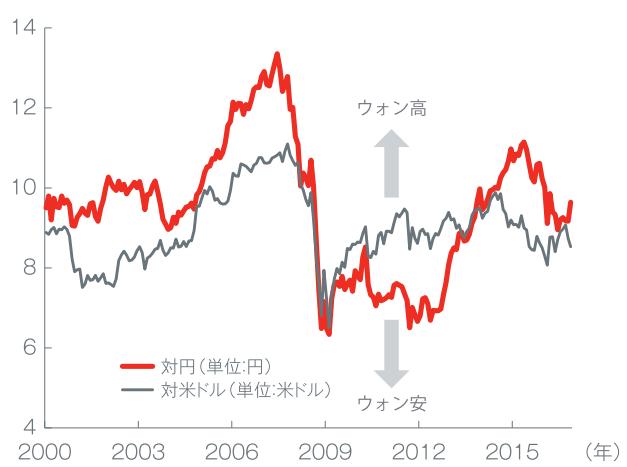
出所：Bloomberg LP.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。韓国総合株価指数を使用。株価は2016年11月末まで表示。予想PERは2005年7月末から表示、2016年12月末以降はBloombergコンセンサス予想に基づく集計値。

### 為替の推移

韓国銀行（中央銀行）は、通貨安定のために外貨準備高を積み増しています。また、通貨スワップ協定の限度額の拡大や協定の延長などを検討しています。

#### 韓国ウォンの推移

(2000年1月末～2016年11月末)



出所：Bloomberg LP.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。対円は100ウォン、対米ドルは10,000ウォン当たりの推移。

※上記は作成時点における各種データに基づき作成したものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

### ＜基準価額の変動要因となる主なリスク＞



#### 株価変動リスク 政治経済情勢や発行企業の業績の変化により株式の価格が変動するリスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



#### 為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



#### 信用リスク 有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化などにより有価証券の価格が下落するリスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



#### 流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあります。基準価額の下落要因となる場合があります。



#### カントリーリスク 投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢の変化による有価証券の価格変動リスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

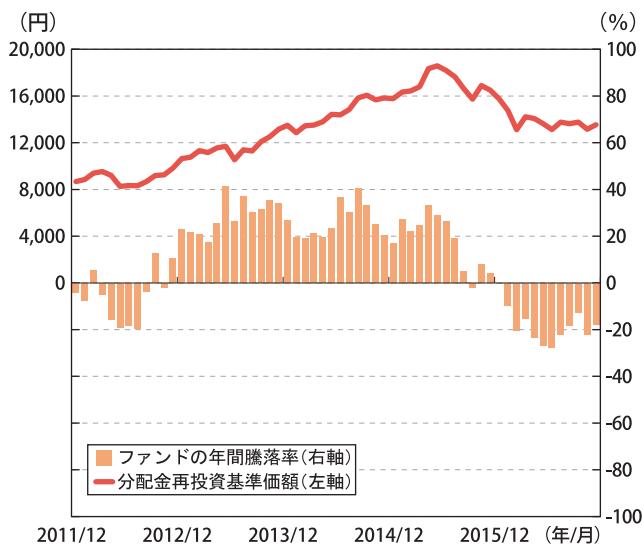
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付けを取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

## リスクの管理体制

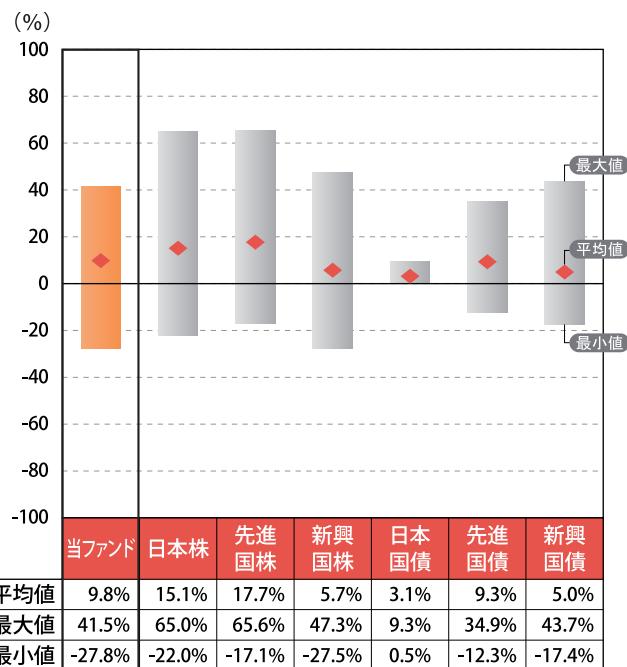
委託会社では、運用部門において投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めてています。さらに、運用部門から独立した部署が、当ファンドの投資ガイドライン等の遵守状況等のチェックを行います。また、リスク・コンプライアンス委員会は当ファンドのリスク全般の管理を行います。

## 参考情報

### ■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 (2011年12月～2016年11月)



### ■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2011年12月～2016年11月)



※2011年12月から2016年11月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### ＜各資産クラスの指数＞

日本株： 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株： MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)

新興国株： MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債： NOMURA-BPI 国債

先進国債： シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債： JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

#### ＜指数について＞

東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCI 指数 (MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス) は MSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックスは Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

## ■基準価額・純資産の推移 (過去10年間)



## ■分配の推移 (1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2016年10月31日(第11期)	0円
2015年11月2日(第10期)	0円
2014年10月31日(第9期)	1,000円
2013年10月31日(第8期)	1,000円
2012年10月31日(第7期)	0円
設定来累計	3,500円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

## ■主要な資産の状況

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・インベストメント・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]	90.37
イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型Ⅰ（適格機関投資家向け）	0.21
現金・その他	9.42

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

●「イーストスプリング・インベストメント・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [エクイティ]」の状況  
資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
株式	98.1
現金・その他	1.9

## 組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	情報技術	28.7
2	生活必需品	23.2
3	一般消費財・サービス	16.4
4	資本財・サービス	14.5
5	素材	10.7
6	金融	4.1
7	公益事業	1.8
8	エネルギー	0.4
9	ヘルスケア	0.2
10	—	—

## 組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率(%)
1	Samsung Electronics	情報技術	19.7
2	AmorePacific	生活必需品	7.4
3	AmorePacific Group	生活必需品	7.3
4	Korea Zinc	素材	7.2
5	NAVER Corporation	情報技術	6.4
6	Hana Tour	一般消費財・サービス	4.7
7	Korea Aerospace Industries	資本財・サービス	4.2
8	Hanssem	一般消費財・サービス	4.1
9	CJ Korea Express	資本財・サービス	4.0
10	Nongshim	生活必需品	4.0

※韓国の規制により、当社が作成時点で取得可能な投資対象ファンドのデータに基づいて作成しています。

※資産別組入状況の比率は純資産総額を100%として、組入上位10業種、組入上位10銘柄の比率は株式の総評価額を100%として計算しています。

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じております（一部当社判断に基づく分類を採用）。なお、GICSに関しての知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。

## ■年間收益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間收益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

※2016年は、11月末までの收益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。



## 手続・手数料等

### お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社にお問合せください。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ①韓国の金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ②委託会社が別に定める日 ③については、お申込みの販売会社または委託会社までお問合せください。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込分とします。
購入の申込期間	平成29年1月31日から平成30年1月30日まで ※繰上償還が決定した場合、申込期間は平成29年3月8日までとします。詳しくは、3ページの追加的記載事項をご覧ください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け入れを中止すること、すでに受けたお申込みの受け入れを取消すこと、または両方を行うことがあります。
信託期間	原則として無期限（平成18年1月31日設定） ※繰上償還が決定した場合、信託期間は平成29年4月3日までとします。詳しくは、3ページの追加的記載事項をご覧ください。
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	原則として毎年10月31日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	原則として年1回の決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	<b>3.78%（税抜 3.5%）を上限</b> として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額とします。 購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。		
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額とします。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用① (信託報酬)	純資産総額に対して年率 1.107%（税抜 1.025%） 計算期間を通じて毎日費用として計上され、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。		
配分	委託会社	年率 0.3186%（税抜 0.295%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率 0.7560%（税抜 0.700%）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率 0.0324%（税抜 0.030%）	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券②	年率 0.325%（上限）		
実質的な負担（①+②）	<b>年率 1.432%（上限）（税込）</b>		
その他の費用・手数料	信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等）は、純資産総額に対して年率 0.10%を上限とする額が毎日計上され、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了時に信託財産から支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。		

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜税金＞

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換 金（解 約）時 及 び 償 返 時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 20.315%

※上記は、平成28年11月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# M E M O

---

(本ページは目論見書の内容ではございません。)

# M E M O

---

(本ページは目論見書の内容ではございません。)



2017.1.31

投資信託説明書(請求目論見書)

# イーストスプリング韓国株式オープン

追加型投信／海外／株式

イーストスプリング・インベストメント株式会社

本書は、金融商品取引法第15条第3項に基づき投資者の請求により交付される目論見書(「請求目論見書」)です。

1. この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「イーストスプリング韓国株式オーブン」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年1月30日に関東財務局長に提出しており、平成29年1月31日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの受益権の価額は、組入れられる有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けるため、変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
4. 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

有価証券届出書提出日	：平成29年1月30日
発行者名	：イーストスプリング・インベストメント株式会社
代表者の役職氏名	：代表取締役 関崎 司
本店の所在の場所	：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益 証券に係るファンドの名称	：イーストスプリング韓国株式オーブン
届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益 証券の金額	：1兆円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	：該当事項はありません。

## 目 次

### 投資信託説明書（請求目論見書）

	頁
第一部 証 券 情 報 .....	1
第二部 フ ァ ン ド 情 報 .....	4
第1 フ ァ ン ド の 状 況 .....	4
1 フ ァ ン ド の 性 格 .....	4
2 投 資 方 針 .....	13
3 投 資 リ ス ク .....	18
4 手 数 料 等 及 び 税 金 .....	21
5 運 用 状 況 .....	25
第2 管 理 及 び 運 営 .....	30
1 申 込 (販 売) 手 続 等 .....	30
2 換 金 (解 約) 手 続 等 .....	31
3 資 産 管 理 等 の 概 要 .....	32
4 受 益 者 の 権 利 等 .....	35
第3 フ ァ ン ド の 経 理 状 況 .....	36
1 財 务 諸 表 .....	38
2 フ ァ ン ド の 現 況 .....	51
第4 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	51
第三部 委託会社等の情報 .....	53
第1 委 託 会 社 等 の 概 況 .....	53
1 委 託 会 社 等 の 概 況 .....	53
2 事 業 の 内 容 及 び 営 業 の 概 況 .....	54
3 委 託 会 社 等 の 経 理 状 況 .....	55
4 利 廉 関 係 人 と の 取 引 制 限 .....	75
5 そ の 他 .....	75

<約款>

# 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

イーストスプリング韓国株式オープン

(以下「ファンド」ということがあります。)

## (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者であるイーストスプリング・インベストメンツ株式会社(以下「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

## (3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(上記金額には、申込手数料ならびに申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。)

## (4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資契約」(後記「(12) その他」をご参照ください。以下同じ。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、受益権の取得のお申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業者および登録金融機関(以下「販売会社」といいます。)または下記の照会先までお問合せください。その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「韓国株」と略称で掲載されてあります。

### <照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400(受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページアドレス <http://www.eastspring.co.jp/>

## (5)【申込手数料】

申込手数料は、3.78%(税抜3.5%)を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額とします。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行(売出)価格」に記載する

照会先までお問合せください。

償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

#### (6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。

各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または前記「(4) 発行(売出)価格」に記載する照会先までお問合せください。

#### (7) 【申込期間】

平成29年1月31日から平成30年1月30日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

ただし、「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色」に記載する手続きを経て信託終了(繰上償還)を行うこととなった場合、申込期間は平成29年3月8日までとなります。

#### (8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所については、前記「(4) 発行(売出)価格」に記載する照会先までお問合せください。

#### (9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、申込代金をお申込みの販売会社の定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託者である野村信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所については、お申込みの販売会社にご確認ください。払込取扱場所についてご不明の場合は、前記「(4) 発行(売出)価格」に記載する照会先までお問合せください。

#### (11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

#### (12) 【その他】

お申込みの方法

受益権の取得申込みは、韓国の金融商品取引所の休場日もしくは韓国の銀行休業日、または韓国の金融商品取引所が2日以上連続して休場日となる場合等、委託会社が別に定める日を除く販売会社の毎営業日(ただし、収益分配金の再投資にかかる取得申込みの場合は除きます。)に受付けます。

ただし、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

お申込みの受付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとします。

受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。なお、申込代金には利息は付きません。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

日本以外の地域における発行  
行いません。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、主として韓国の金融商品取引所に上場されている株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

以下、本書において、投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）を「投資信託証券」といいます。

###### 基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信／海外／株式に該当します。

**商品分類表**

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合
追加型投信	内 外	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### 当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「株式」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**属性区分表**

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア	ファミリー ファンド	あり
一般		オセアニア		
公債		中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
クレジット属性		エマージング		
不動産投信	日々			
その他資産 (投資信託証券（株式）)	その他			
資産複合				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## 当ファンドが該当する属性区分の定義

- 「その他資産（投資信託証券（株式））」… 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
- 「年1回」… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「アジア」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「ファンド・オブ・ファンズ」… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 「為替ヘッジなし」… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

\* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## 信託金の限度額

信託金の限度額は2,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

1. 韓国の金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。
  - ・韓国籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」（以下「インダストリー・リーダース・セキュリティーズ[エクイティ]」ということがあります。）への投資を通じて、主として韓国の金融商品取引所に上場されている株式に実質的な投資を行います。

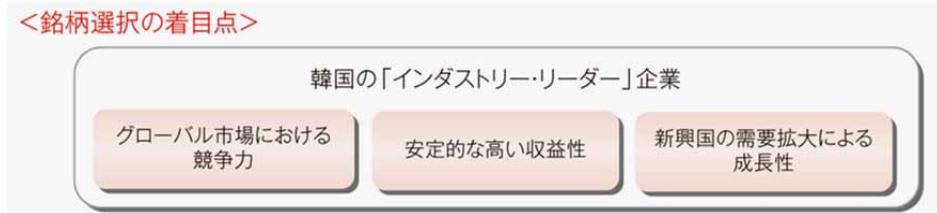
### <「インダストリー・リーダース・セキュリティーズ[エクイティ]」の特徴>

- ・韓国の金融商品取引所に上場している「インダストリー・リーダー」企業の株式を主要投資対象とします。

#### 「インダストリー・リーダー」企業とは：

市場支配力、強いブランド力、国際競争力を備えた、韓国の産業をけん引する企業をいいます。

#### ＜銘柄選択の着目点＞

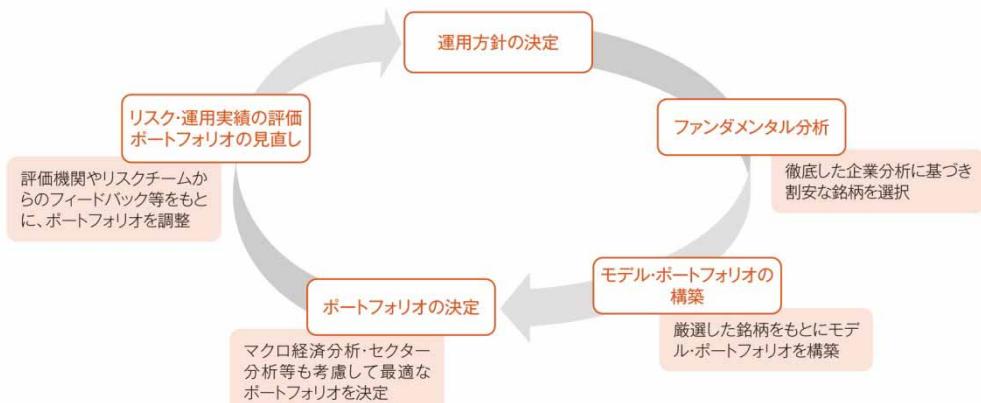


- ・イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッドが運用を行います。

- ・割安な銘柄に分散投資を行うことにより、リスク調整後のリターンが中長期的にベンチマークを上回ることを目的とした運用を行います。

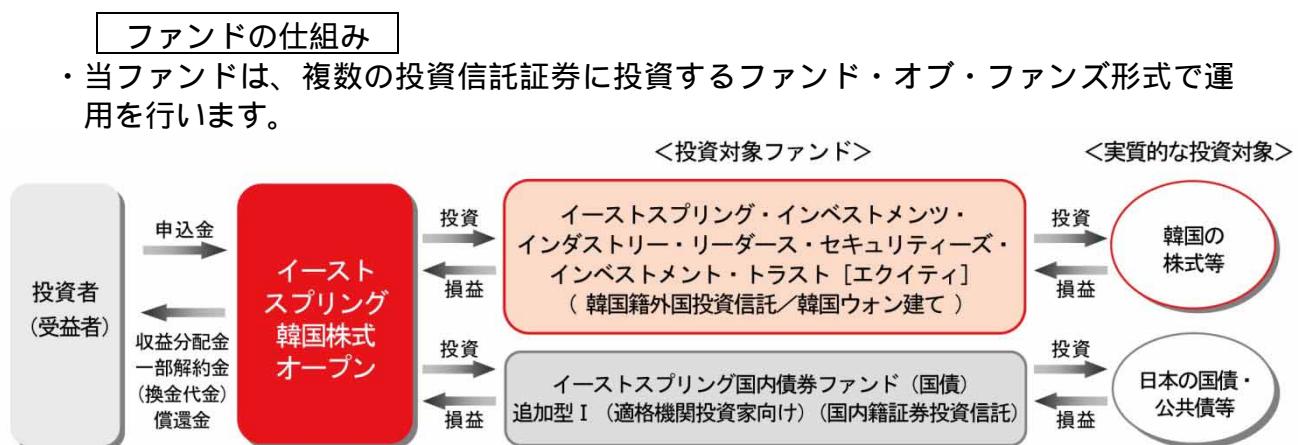
- ・企業の本質的価値を重視し、徹底した企業分析に基づくボトムアップ・アプローチを基本とした運用を行います。
- ・トップダウン・アプローチによる分析も考慮し、効率的なポートフォリオ構築と厳格なリスク管理を行うことにより、継続的な超過収益の獲得を目指します。

## <運用プロセス>



上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

## 2. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



原則として「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」への投資比率を高位に保ちます。

ファンドは実質的に韓国の株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、円対韓国ウォンの為替相場の動きに影響を受けます。

## 3. イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのネットワークを最大限活用します。

- 「インダストリー・リーダース・セキュリティーズ[エクイティ]」は、イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッドが、韓国株式投資に関する専門知識と豊富な経験を最大限活用して運用を行います。

### 充実したアジアのネットワーク



（2016年11月末現在）

- ・イーストスプリング・インベストメントの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開し、各国・地域の運用会社は連携して運用を行っています。
- ・イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッドは、グループの韓国における運用会社で、2002年に設立されました。現在、韓国株式ファンド（公募投信）において約7,990億韓国ウォン（約770億円）の運用資産残高を有しています。

2016年11月末現在。韓国国内の運用会社中第11位、外資系の運用会社の中では第1位。100ウォン = 9.64円で換算。

出所 : Korea Financial Investment Association

#### 4. 原則として、為替ヘッジは行いません。

- ・実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## ▶ 韓国株式への投資のポイント

- ポイント① 経済** 韓国経済は、今後も安定的な成長が予想されています。韓国政府は、自由貿易協定(FTA)の推進によって輸出の拡大を促し、経済成長を後押しすることを目指しています。
- ポイント② 企業** 韓国企業は半導体やスマートフォンなどの分野において競争力を有しており、高いマーケットシェアを誇っています。
- ポイント③ 株式市場** 韓国の株式市場は、金融危機や欧州債務問題などの影響を受けたものの、長期でみると堅調に推移しています。

### 韓国の概要

首都	ソウル
人口	約5,082万人(2016年予測値)
面積	約10万平方キロメートル(日本の約4分の1)
言語	韓国語
宗教	宗教人口比率53.1%(うち仏教:42.9%、プロテstant:34.5%、カトリック:20.6%、その他:2.0%) 社会・文化に儒教の影響を色濃く受ける。
政治体制	民主共和国
通貨	ウォン (100ウォン=9.64円)(2016年11月末)
主要貿易品目	輸出:石油製品、乗用車、電話用機器・部品等 輸入:原油、石油ガス、集積回路等

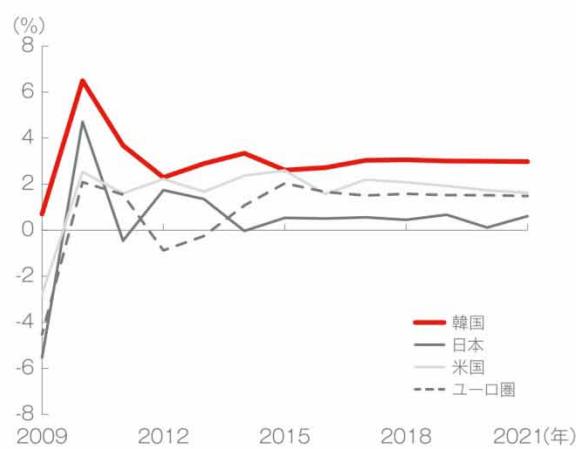
出所:外務省、IMF世界経済見通しデータベース(2016年10月)、Bloomberg LP.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメント作成。

## ▶ ポイント① 経済

### 韓国経済の動向

金融危機の影響から、韓国経済は一時的に大きく減速したものの、その後の世界経済の回復を受け、安定的な成長を遂げています。2016年から2021年の実質GDP成長率の平均は、約3.0%と予測されています。

韓国および先進国の実質GDP成長率の推移  
(2009年~2021年)



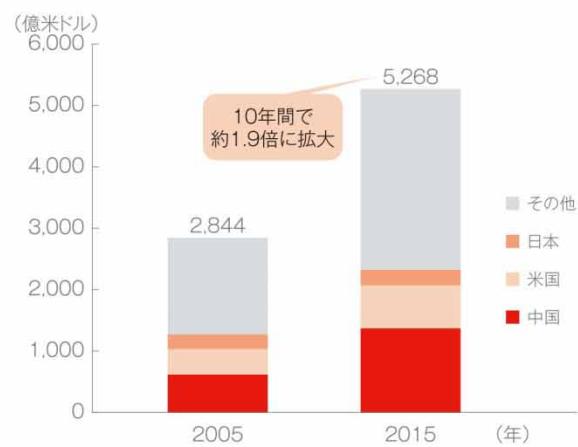
出所:IMF世界経済見通しデータベース(2016年10月)のデータに基づきイーストスプリング・インベストメント作成。2016年以降は予測値。

### 輸出主導型の経済

韓国経済は輸出主導型となっており、輸出動向が経済成長を左右する要因の一つとなっています。韓国政府は、貿易促進のために各国とのFTA締結を積極的に進めています。

#### 韓国 国別輸出額の推移

(2005年および2015年)



出所:CEICのデータに基づきイーストスプリング・インベストメント作成。

※上記は作成時点における各種データに基づき作成したものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

<ご参考情報>

## ▶ ポイント② 企業

### 高い競争力を有する韓国企業

高い技術力を背景に、半導体やスマートフォンなどの分野で、韓国企業が注目されています。これらの企業は優れた競争力を有し、世界の市場においても高いシェアを誇っています。

#### 半導体売上高 世界シェア

(2015年)

順位	会社名	シェア
1	インテル	15.1%
2	サムスン電子	11.1%
3	SKハイニックス	4.9%
4	クアルコム	4.9%
5	マイクロン・テクノロジー	4.2%
6	テキサス・インスツルメンツ	3.7%
7	東芝	2.7%
8	ブロードコム	2.5%
9	アバゴ・テクノロジーズ	2.1%
10	インフィニオンテクノロジーズ	2.1%

#### スマートフォン出荷台数 世界シェア

(2016年7月～9月)

順位	会社名	シェア
1	サムスン電子	21.0%
2	アップル	12.5%
3	ファーウェイ	9.3%
4	OPPO	7.1%
5	vivo	5.9%
6	レノボ	3.9%
7	シャオミ	3.7%
8	LG電子	3.7%
9	ZTE	3.2%
10	アルカテル-TCL	2.4%



出所:Bloomberg LP.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメント作成。  
\*ハイライトされた企業が韓国企業。

## ▶ ポイント③ 株式市場

### 株価の推移

韓国の株式市場は、金融危機や欧州債務問題などの影響を受けたものの、長期でみると堅調に推移しています。

#### 韓国の株価および予想 PER (株価収益率) の推移

(2000年1月末～2017年12月末)



出所:Bloomberg LP.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメント作成。韓国総合株価指数を使用。株価は2016年11月末まで表示。予想PERは2005年7月末から表示、2016年12月末以降はBloombergコンセンサス予想に基づく集計値。

### 為替の推移

韓国銀行（中央銀行）は、通貨安定のために外貨準備高を積み増しています。また、通貨スワップ協定の限度額の拡大や協定の延長などを検討しています。

#### 韓国ウォンの推移

(2000年1月末～2016年11月末)



出所:Bloomberg LP.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメント作成。対円は100ウォン、対米ドルは10,000ウォン当たりの推移。

※上記は作成時点における各種データに基づき作成したものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

## 〔信託終了（繰上償還）の予定について〕

当ファンドは平成18年1月31日の設定以来、主として韓国の金融商品取引所に上場されている株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行うことにより、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。

しかしながら、平成28年11月末時点の受益権口数が約2.9億口と信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（10億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき信託を終了する予定です。

### ＜信託終了（繰上償還）の日程および手続き＞

公告日	：平成 29 年 2 月 1 日
異議申立て期間	：平成 29 年 2 月 1 日～平成 29 年 3 月 1 日
信託終了（繰上償還）の可否が決定される日	：平成 29 年 3 月 2 日
買取請求期間	：平成 29 年 3 月 8 日～平成 29 年 3 月 27 日
信託終了（繰上償還）予定日	：平成 29 年 4 月 3 日

公告日（平成29年2月1日）現在の受益者は、異議申立て期間中に、委託会社に対し、書面により、この信託終了（繰上償還）に関する異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が平成29年2月1日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合、平成29年4月3日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

（注）平成29年1月31日以降に当ファンドのご購入をお申込みいただき、これに伴い取得した受益権については上記の異議を申し立てることはできません。

信託終了（繰上償還）が行われる場合、ご解約のお申込みは平成29年3月27日まで通常通り受付けます。

なお、異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数が平成29年2月1日時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

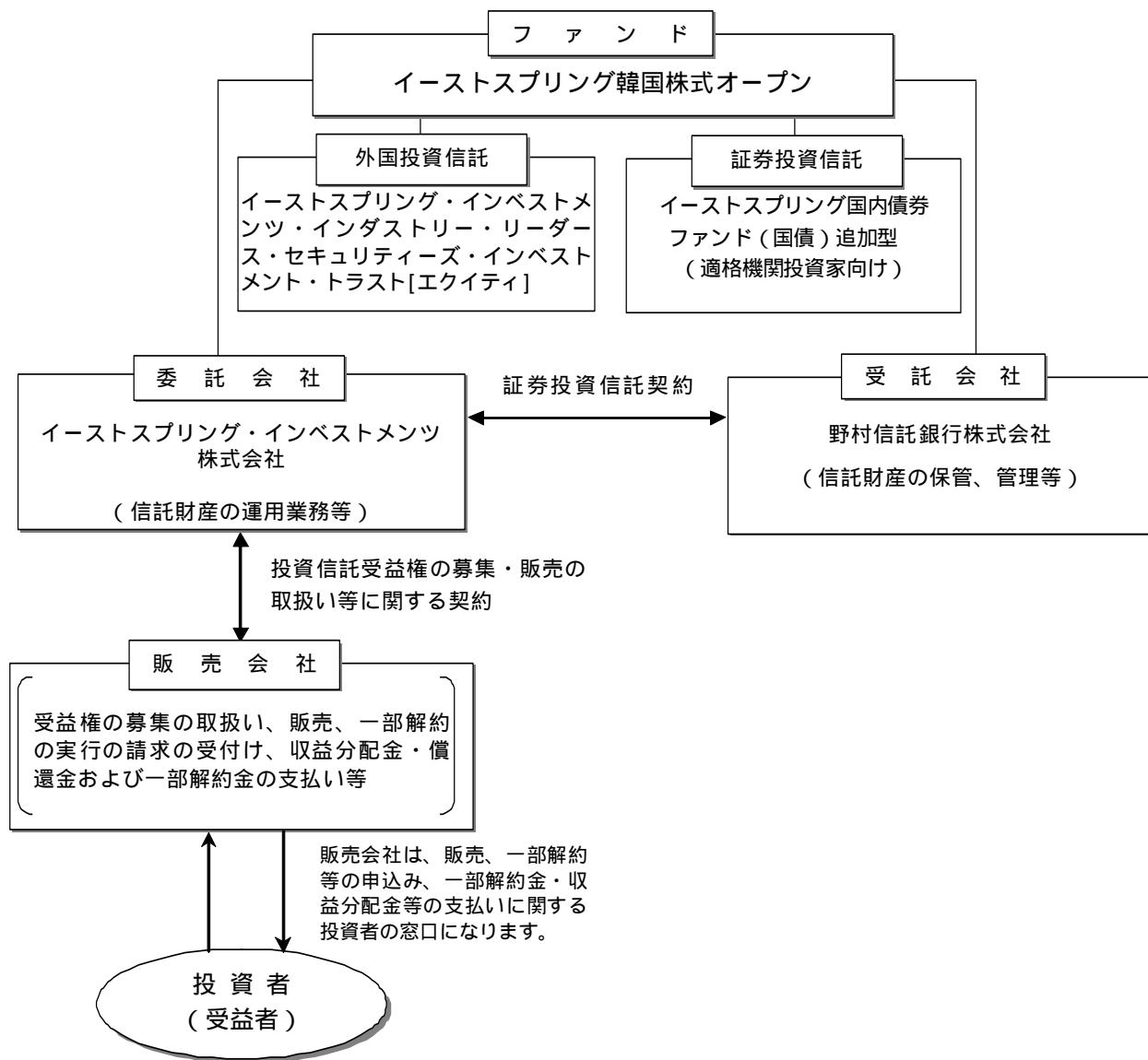
## (2) 【ファンドの沿革】

平成18年1月31日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成24年2月14日 「P C A韓国株式オーブン」から「イーストスプリング韓国株式オーブン」にファンド名変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



### 委託会社およびファンドの関係法人

1. 委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社  
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
2. 受託会社：野村信託銀行株式会社  
当ファンドの受託者として信託財産の保管、管理等を行います。
3. 販売会社：  
当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

### 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

1. 受託会社と締結している契約  
証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

## 2. 販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

### 委託会社の概況

#### 1. 資本金の額

平成28年11月末現在 649.5百万円

#### 2. 委託会社の沿革

平成11年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立  
平成12年 1月 投資顧問業の登録  
平成12年 5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得  
平成12年 5月 証券投資信託委託業の認可を取得  
平成14年 1月 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更  
平成19年 9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録  
平成22年12月 P C Aアセット・マネジメント株式会社へ商号変更  
平成24年 2月 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

#### 3. 大株主の状況（平成28年11月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（以下「P C H L」といいます。） <sup>(注)</sup>	英国 ロンドン市ローレンス・パウントニー・ヒル EC4R 0 HH	23,060株	100%

（注）P C H Lは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。なお、最終親会社およびP C H Lは、主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 投資態度

1. 韓国国籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」の受益証券（韓国ウォン建て）およびわが国の証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）を主要投資対象とし、各ファンドに対する投資比率は以下の通りとします。
  - a. 「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」  
原則として90%以上割安と考える韓国株式に分散投資し、リスク調整後のリターンが継続的にベンチマークを上回ることを目的とする韓国国籍外国投資信託の受益証券（韓国ウォン建て）
  - b. 「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」  
原則として10%未満わが国の国債を中心に、国債、政府保証債、地方債等の公共債を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を目的とするわが国の証券投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）
2. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
3. 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### <投資信託証券の選定方針>

投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券を選定しました。

## <投資対象ファンドの概要>

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]	
形態	韓国籍外国投資信託 / オープン・エンド型	
表示通貨	韓国ウォン	
運用の基本方針	韓国株式を主要投資対象とし、割安な銘柄に分散投資することで、リスク調整後のリターンが継続的にベンチマークを上回ることを目的とした運用を行います。	
主な投資対象	韓国の金融商品取引所に上場されている株式	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以上とします。</li> <li>・債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。</li> <li>・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（当該株式の時価総額の比率が市場時価総額の10%を超える場合を除きます。）</li> <li>・投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。（上場されている投資信託を除きます。）</li> </ul>	
ベンチマーク	韓国総合株価指数 (KOSPI)	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッド
	受託会社	National Agricultural Cooperative Federation
手数料等	申込手数料	ありません。
	信託報酬	年率0.325%
	上記のほか、組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等および監査費用等がかかります。	
設定日	2002年4月18日	
決算日	毎年4月17日	

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）	
形態	国内籍証券投資信託 / 適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
運用の基本方針	わが国の国債を中心に、国債、政府保証債、地方債等の公共債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	日本の国債、政府保証債、地方債	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資には、制限を設けません。</li> </ul>	
ベンチマーク	BofAメリルリンチ国債インデックス（1 - 10年債）	
ファンドの関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

手数料等	申込手数料	ありません。
	信託報酬	年率0.216%（税抜0.2%）
	上記のほか、組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等および監査費用等がかかります。	
設定日	2002年8月26日	
決算日	毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日）	

バンクオブアメリカ・メリルリンチは、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスを何ら変更することなく使用することを許諾しており、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスに關し何らの表明をするものではなく、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスまたはそれに含まれ、関連しもしくは得られるデータの適合性、内容、正確性、適時性および完全性について保証するものではありません。また、バンクオブアメリカ・メリルリンチはイーストスプリング・インベストメンツ株式会社によるバンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスの使用に關し一切の責任を負うものではなく、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社またはその商品またはサービスについて何らの支持、是認または推奨をするものではありません。

## (2) 【投資対象】

### 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権（上記イおよび下記ハに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ハ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

### 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として韓国籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」の受益証券（韓国ウォン建て）およびわが国の証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

### 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

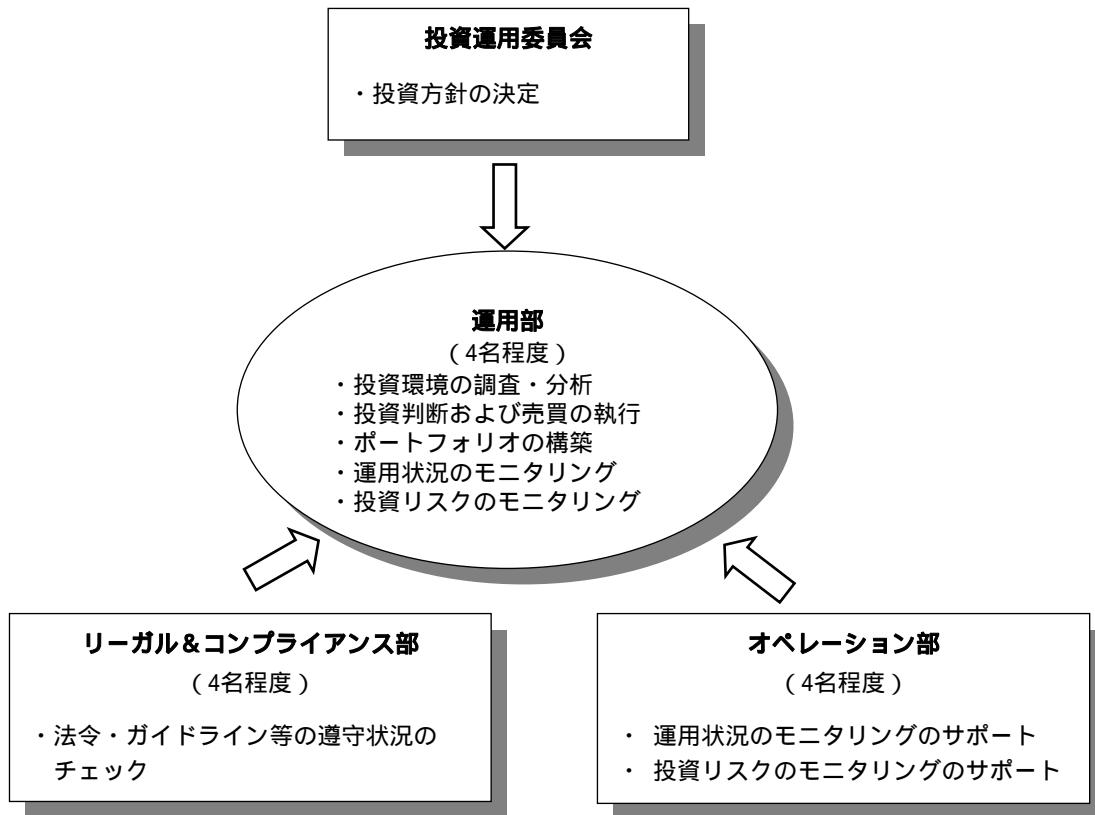
4. 手形割引市場において売買される手形

ただし、上記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

<委託会社の運用体制および内部管理体制>



1. 投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

<運用体制に関する社内規則>

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」に則って運用を行います。

<委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制>

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

なお、当ファンドの運用体制は平成28年11月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

### (4) 【分配方針】

#### 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と

同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2. 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### (5) 【投資制限】

##### <信託約款に定める投資制限>

1. 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

2. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

3. 株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

4. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

5. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。

6. 資金の借入れ

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入された資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

d. 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

##### 1. 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に株式に投資しますので、株式の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

##### 2. 為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

##### 3. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起った場合は、基準価額の下落要因となります。

##### 4. 流動性リスク

実質的に組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当のために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

##### 5. カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

##### 6. 投資対象とする外国投資信託の設定地における税制変更に関するリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託の設定地において、税制が変更された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### (2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下

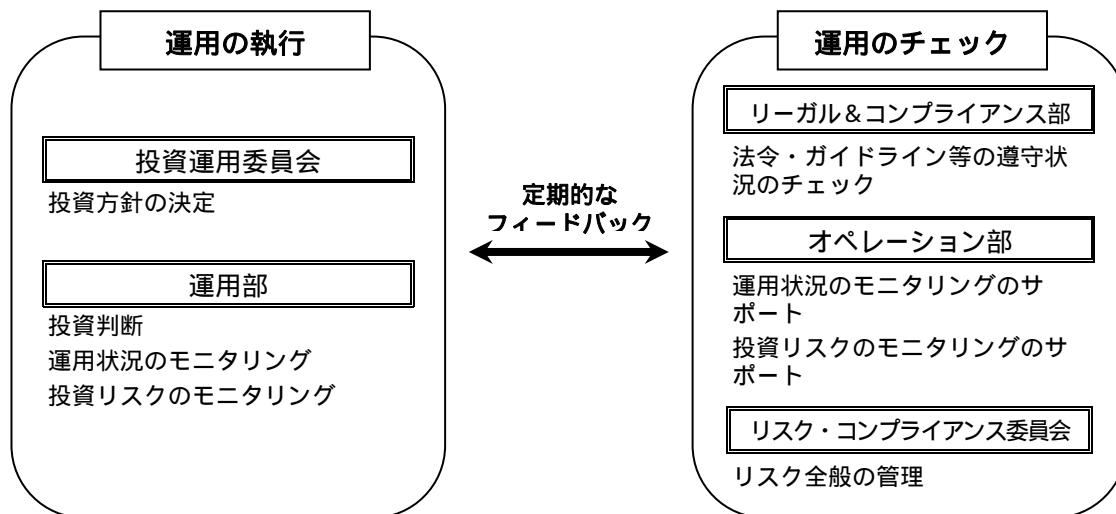
落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

3. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
4. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
5. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクリーリング・オフ）の適用はありません。
6. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
7. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

### (3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

＜委託会社における投資リスク管理体制＞



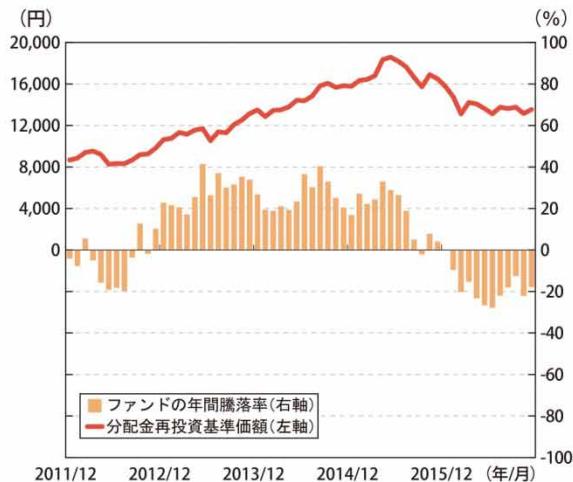
- ・投資運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、投資対象ファンドにおける運用状況の確認および投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、投資対象ファンドの運用会社等に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。
- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク・コンプライアンス委員会が行います。
- ・重要報告事項については、リスク・コンプライアンス委員会の各委員が同委員会等に

報告し、審議します。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成28年11月末現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

## 参考情報

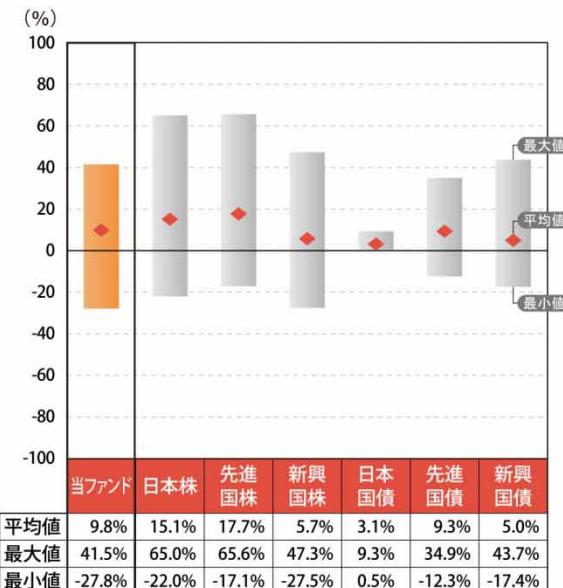
### ■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 (2011年12月～2016年11月)



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2011年12月～2016年11月)



※2011年12月から2016年11月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### <各資産クラスの指数>

日本株： 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株： MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)

新興国株： MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債： NOMURA-BPI 国債

先進国債： シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債： JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

#### <指数について>

東証株価指数 (TOPIX) は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCI 指数 (MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス) は MSCI Inc. が算出している指数です。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また MSCI Inc. は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックスは Citigroup Index LLC により開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込手数料は、3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

申込手数料は、購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただきます。申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

#### <照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス <a href="http://www.eastspring.co.jp/">http://www.eastspring.co.jp/</a>
--

償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額としてご負担いただきます。

### (3) 【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年率1.107%（税抜1.025%）を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分は、以下の通りです。

	配分
委託会社	年率 0.3186%（税抜 0.295%）
販売会社	年率 0.7560%（税抜 0.700%）
受託会社	年率 0.0324%（税抜 0.030%）

#### <信託報酬とその支払先の役務について>

信託報酬	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	ファンドの運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支払われます。

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）においても、以下の信託報酬等がかかります。

当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加算した実質的な信託報酬は、年率1.432%（上限）（税込）です。ただし、当該信託報酬は、投資信託証券の組入状況等により変動します。

<ご参考：投資対象ファンドの信託報酬等>

ファンド名	信託報酬
イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]	年率 0.325%
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型(適格機関投資家向け)	年率 0.216% (税抜0.2%)

このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日。)および毎計算期末または信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

投資対象とする投資信託証券において、組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等および監査費用等が支払われます。

<その他の手数料等の役務について>

監査費用	監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用
売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

上記(4)に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

### 1. 個人の受益者に対する課税

#### a. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

#### b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%
平成49年12月31日まで	( 所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5% )
平成50年1月1日以降	20% ( 所得税15%、地方税5% )

平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

#### <損益通算について>

一部解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告等において、上場株式等の譲渡益および配当等（申告分離課税を選択したものに限ります。）、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等との損益通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金については、確定申告等において、上場株式等および特定公社債等の譲渡損との損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

### 2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成26年1月1日以降	15.315%
平成49年12月31日まで	( 所得税15%、復興特別所得税0.315% )
平成50年1月1日以降	15% ( 所得税15% )

平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

## 個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記の内容は平成28年11月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### ( 1 ) 【投資状況】

( 平成28年11月30日現在 )

資産の種類	国 / 地域	時価合計 ( 円 )	投資比率 ( % )
投資信託受益証券	韓国	267,997,290	90.37
	日本	620,394	0.21
	小計	268,617,684	90.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	27,930,764	9.42
合計(純資産総額)		296,548,448	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

### ( 2 ) 【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

( 平成28年11月30日現在 )

国 / 地域	種類	銘柄名	数量 ( 口数 )	帳簿価額 単価 ( 円 )	帳簿価額 金額 ( 円 )	評価額 単価 ( 円 )	評価額 金額 ( 円 )	投資 比率 ( % )
韓国	投資信託 受益証券	イーストスプリング・ インベストメンツ・イ ンダストリー・リー ダース・セキュリ ティーズ・インベスト メント・トラスト [ イ クイティ ]	3,294,550,146	0.08	273,268,471	0.08	267,997,290	90.37
日本	投資信託 受益証券	イーストスプリング国 内債券ファンド(国債) 追加型 (適格機関投 資家向け)	568,908	1.0955	623,238	1.0905	620,394	0.21

#### 種類別投資比率

( 平成28年11月30日現在 )

種類	投資比率( % )
投資信託受益証券	90.58
合計	90.58

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】( 平成28年11月30日現在 )

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】( 平成28年11月30日現在 )

該当事項はありません。

( 3 ) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成28年11月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり 純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第2期	(平成19年10月31日)	1,412	1,577	1.2627	1.4105
第3期	(平成20年10月31日)	534	534	0.4766	0.4766
第4期	(平成21年11月 2 日)	887	887	0.6506	0.6506
第5期	(平成22年11月 1 日)	1,311	1,311	0.7599	0.7599
第6期	(平成23年10月31日)	1,720	1,720	0.8417	0.8417
第7期	(平成24年10月31日)	1,053	1,053	0.8264	0.8264
第8期	(平成25年10月31日)	605	664	1.0186	1.1186
第9期	(平成26年10月31日)	550	596	1.1753	1.2753
第10期	(平成27年11月 2 日)	391	391	1.2580	1.2580
第11期	(平成28年10月31日)	283	283	0.9864	0.9864
	平成27年11月末日	386	-	1.2372	-
	平成27年12月末日	364	-	1.1824	-
	平成28年 1月末日	340	-	1.1073	-
	平成28年 2月末日	302	-	0.9837	-
	平成28年 3月末日	323	-	1.0667	-
	平成28年 4月末日	319	-	1.0560	-
	平成28年 5月末日	306	-	1.0229	-
	平成28年 6月末日	288	-	0.9847	-
	平成28年 7月末日	301	-	1.0323	-
	平成28年 8月末日	297	-	1.0222	-
	平成28年 9月末日	293	-	1.0320	-
	平成28年10月末日	283	-	0.9864	-
	平成28年11月末日	296	-	1.0160	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第2期	自 平成18年11月 1日 至 平成19年10月31日	0.1500
第3期	自 平成19年11月 1日 至 平成20年10月31日	0.0000
第4期	自 平成20年11月 1日 至 平成21年11月 2日	0.0000
第5期	自 平成21年11月 3日 至 平成22年11月 1日	0.0000
第6期	自 平成22年11月 2日 至 平成23年10月31日	0.0000
第7期	自 平成23年11月 1日 至 平成24年10月31日	0.0000
第8期	自 平成24年11月 1日 至 平成25年10月31日	0.1000
第9期	自 平成25年11月 1日 至 平成26年10月31日	0.1000
第10期	自 平成26年11月 1日 至 平成27年11月 2日	0.0000
第11期	自 平成27年11月 3日 至 平成28年10月31日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第2期	自 平成18年11月 1日 至 平成19年10月31日	41.0
第3期	自 平成19年11月 1日 至 平成20年10月31日	62.3
第4期	自 平成20年11月 1日 至 平成21年11月 2日	36.5
第5期	自 平成21年11月 3日 至 平成22年11月 1日	16.8
第6期	自 平成22年11月 2日 至 平成23年10月31日	10.8
第7期	自 平成23年11月 1日 至 平成24年10月31日	1.8
第8期	自 平成24年11月 1日 至 平成25年10月31日	35.4
第9期	自 平成25年11月 1日 至 平成26年10月31日	25.2
第10期	自 平成26年11月 1日 至 平成27年11月 2日	7.0
第11期	自 平成27年11月 3日 至 平成28年10月31日	21.6

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額(分配付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第2期	自 平成18年11月 1日 至 平成19年10月31日	866,207,934	2,799,007,909	1,118,677,452
第3期	自 平成19年11月 1日 至 平成20年10月31日	555,347,442	551,923,684	1,122,101,210
第4期	自 平成20年11月 1日 至 平成21年11月 2日	988,379,256	746,630,592	1,363,849,874
第5期	自 平成21年11月 3日 至 平成22年11月 1日	1,424,740,165	1,062,173,568	1,726,416,471
第6期	自 平成22年11月 2日 至 平成23年10月31日	2,653,554,646	2,335,576,931	2,044,394,186
第7期	自 平成23年11月 1日 至 平成24年10月31日	697,827,928	1,466,790,260	1,275,431,854
第8期	自 平成24年11月 1日 至 平成25年10月31日	232,329,605	913,784,848	593,976,611
第9期	自 平成25年11月 1日 至 平成26年10月31日	288,476,560	414,318,647	468,134,524
第10期	自 平成26年11月 1日 至 平成27年11月 2日	82,459,673	238,988,450	311,605,747
第11期	自 平成27年11月 3日 至 平成28年10月31日	25,044,753	49,074,576	287,575,924

## <参考情報>

別途記載がない限り  
2016年11月30日現在

### ■基準価額・純資産の推移 (過去10年間)



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

### ■分配の推移 (1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2016年10月31日(第11期)	0円
2015年11月2日(第10期)	0円
2014年10月31日(第9期)	1,000円
2013年10月31日(第8期)	1,000円
2012年10月31日(第7期)	0円
設定来累計	3,500円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

### ■主要な資産の状況

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]	90.37
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	0.21
現金・その他	9.42

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。四捨五入の関係上、合計値が100%にならないことがあります。

### ●「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [エクイティ]」の状況 資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
株式	98.1
現金・その他	1.9

### 組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	情報技術	28.7
2	生活必需品	23.2
3	一般消費財・サービス	16.4
4	資本財・サービス	14.5
5	素材	10.7
6	金融	4.1
7	公益事業	1.8
8	エネルギー	0.4
9	ヘルスケア	0.2
10	—	—

### 組入上位10銘柄

	銘柄	業種	比率(%)
1	Samsung Electronics	情報技術	19.7
2	AmorePacific	生活必需品	7.4
3	AmorePacific Group	生活必需品	7.3
4	Korea Zinc	素材	7.2
5	NAVER Corporation	情報技術	6.4
6	Hana Tour	一般消費財・サービス	4.7
7	Korea Aerospace Industries	資本財・サービス	4.2
8	Hanssem	一般消費財・サービス	4.1
9	CJ Korea Express	資本財・サービス	4.0
10	Nongshim	生活必需品	4.0

※韓国の規制により、当社が作成時点で取得可能な投資対象ファンドのデータに基づいて作成しています。

※資産別組入状況の比率は純資産総額を100%として、組入上位10業種、組入上位10銘柄の比率は株式の総評価額を100%として計算しています。

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じております(一部当社判断に基づく分類を採用)。なお、GICSに関しての知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。

### ■年間收益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間收益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

※2016年は、11月末までの收益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、韓国の金融商品取引所の休場日または韓国の銀行休業日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。また、韓国の金融商品取引所が2日以上連続して休場日となる場合等、委託会社が別に定める日は、お申込みを受付けないものとします。  
お申込みの受付けは、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。
2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

#### <照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03-5224-3400 (受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページアドレス <a href="http://www.eastspring.co.jp/">http://www.eastspring.co.jp/</a>
---

3. 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込には、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.78%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。

4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、すでに受けた取得申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。

5. 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

## 2 【換金（解約）手続等】

- 1 . 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。  
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。ただし、一部解約の実行の請求日が韓国の金融商品取引所の休場日または韓国の銀行休業日にあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受けないものとします。また、韓国の金融商品取引所が2日以上連続して休場日となる場合等、委託会社が別に定める日は、一部解約の実行の請求を受けないものとします。  
一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。
- 2 . 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（解約価額）とします。一部解約の価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。  
信託財産留保額とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。

### <照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社  
電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）  
ホームページアドレス <http://www.eastspring.co.jp/>

- 3 . 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
- 4 . 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1 . による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、または両方を行うことができます。
- 5 . 上記4 . により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして上記2 . に準じて計算された価額とします。
- 6 . 信託財産の資金管理を円滑に行うため、一部解約の口数が当該一部解約の実行請求日の前営業日の受益権総口数の5%を超える場合等、大口換金には制限を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### <主な投資対象資産の評価方法>

投資信託証券：原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「韓国株」と略称で掲載されています。

#### <照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5224-3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.eastspring.co.jp/>

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

信託期間は、平成18年1月31日から無期限とします。

ただし、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色」に記載する手続きを経て信託終了（繰上償還）を行うこととなった場合、信託期間は平成29年4月3日までとなります。

#### (4) 【計算期間】

1. 計算期間は、原則として毎年11月1日から翌年10月31日までとします。
2. 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

#### (5) 【その他】

1. 信託契約の解約（信託の終了）
  - a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
  - b. 委託会社は、上記a.にかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
  - c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないも

のとします。

- d . 上記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは上記 a . の信託契約の解約をしません。
- e . 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f . 上記 c . から e . までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c . の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g . 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2. 信託約款の変更」d . に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2 . 信託約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、上記 a . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 上記 b . の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d . 上記 c . の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 a . の信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

## 3 . 信託契約に関する監督官庁の命令

- a . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがいます。

## 4 . 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 5 . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a . 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。
- b . 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴

い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### 6. 運用報告書

委託会社は、各計算期間終了時および償還時に交付運用報告書と運用報告書（全体版）を作成します。

交付運用報告書は販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）は委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

ホームページアドレス <http://www.eastspring.co.jp/>

#### 7. 反対者の買取請求権

信託契約の解約（信託の終了）または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 8. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4 【受益者の権利等】

##### 収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

##### 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

##### 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) (以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号) (以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間(平成27年11月3日から平成28年10月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年12月15日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

尾島田光一  




当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング韓国株式オーブンの平成27年11月3日から平成28年10月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング韓国株式オーブンの平成28年10月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】  
 イーストスプリング韓国株式オーブン  
 (1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第10期 (平成27年11月2日現在)	第11期 (平成28年10月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
預金	218,010	189,554
金銭信託	61,714	731,410
コール・ローン	32,000,000	25,000,000
投資信託受益証券	363,114,871	259,732,721
未収利息	17	-
<b>流動資産合計</b>	<b>395,394,612</b>	<b>285,653,685</b>
<b>資産合計</b>	<b>395,394,612</b>	<b>285,653,685</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	814,540	188,007
未払受託者報酬	68,864	47,842
未払委託者報酬	2,283,859	1,586,699
未払利息	-	60
その他未払費用	232,958	155,346
<b>流動負債合計</b>	<b>3,400,221</b>	<b>1,977,954</b>
<b>負債合計</b>	<b>3,400,221</b>	<b>1,977,954</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	311,605,747	287,575,924
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金( )	80,388,644	3,900,193
(分配準備積立金)	101,188,980	85,996,527
<b>元本等合計</b>	<b>391,994,391</b>	<b>283,675,731</b>
<b>純資産合計</b>	<b>391,994,391</b>	<b>283,675,731</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>395,394,612</b>	<b>285,653,685</b>

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期 自 平成26年11月 1日 至 平成27年11月 2日	第11期 自 平成27年11月 3日 至 平成28年10月31日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	80,297,559	-
受取利息	13,466	2,474
有価証券売買等損益	54,224,372	31,131,728
為替差損益	12,150,100	47,880,570
<b>営業収益合計</b>	<b>38,236,753</b>	<b>79,009,824</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	10,074
受託者報酬	142,654	102,529
委託者報酬	4,731,469	3,400,328
その他費用	894,278	701,915
<b>営業費用合計</b>	<b>5,768,401</b>	<b>4,214,846</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>32,468,352</b>	<b>83,224,670</b>
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	<b>32,468,352</b>	<b>83,224,670</b>
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>32,468,352</b>	<b>83,224,670</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	12,284,033	9,382,652
期首剰余金又は期首次損金( )	82,051,803	80,388,644
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,346,937	1,813,662
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,346,937	1,813,662
剰余金減少額又は欠損金増加額	42,194,415	12,260,481
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	42,194,415	12,260,481
<b>分配金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>80,388,644</b>	<b>3,900,193</b>

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第11期 自 平成27年11月 3日 至 平成28年10月31日	
<b>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</b>	投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
<b>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</b>	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
<b>3. 収益及び費用の計上基準</b>	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
<b>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</b>	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第10期 (平成27年11月2日現在)	第11期 (平成28年10月31日現在)	
<b>1. 元本の推移</b>			
期首元本額	468,134,524 円	311,605,747 円	
期中追加設定元本額	82,459,673 円	25,044,753 円	
期中一部解約元本額	238,988,450 円	49,074,576 円	
<b>2. 計算期間末日における受益権の総数</b>	311,605,747 口	287,575,924 口	
<b>3. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額</b>	元本の欠損 - 円	元本の欠損 3,900,193 円	
<b>4. 1 口当たりの純資産額 (1 万口当たりの純資産額)</b>	1.2580 円 (12,580 円)	0.9864 円 (9,864 円)	

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 平成26年11月 1日 至 平成27年11月 2日	第11期 自 平成27年11月 3日 至 平成28年10月31日
<b>1. 分配金の計算過程</b>	<b>1. 分配金の計算過程</b>
A 費用控除後の配当等収益額 60,141,710円	A 費用控除後の配当等収益額 0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填 0円	B 費用控除後・繰越欠損金補填 0円
後の有価証券等損益額	後の有価証券等損益額
C 収益調整金額 197,866,902円	C 収益調整金額 190,142,530円
D 分配準備積立金額 41,047,270円	D 分配準備積立金額 85,996,527円
E 当ファンドの分配対象収益額 299,055,882円	E 当ファンドの分配対象収益額 276,139,057円
F 当ファンドの期末残存口数 311,605,747口	F 当ファンドの期末残存口数 287,575,924口
G 10,000口当たり収益分配対象額 9,597円	G 10,000口当たり収益分配対象額 9,602円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

第10期 自 平成26年11月 1日 至 平成27年11月 2日	第11期 自 平成27年11月 3日 至 平成28年10月31日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用してあります。	2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である投資運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

第10期 (平成27年11月2日現在)	第11期 (平成28年10月31日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第10期 (平成27年11月2日現在)	第11期 (平成28年10月31日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	44,248,197	26,684,610
合計	44,248,197	26,684,610

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成28年10月31日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託 受益証券	イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型 (適格機関投資家向け)	568,908	623,238	
日本円合計			568,908	623,238	
韓国ウォン	投資信託 受益証券	イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [エクイティ]	3,294,550,146	2,831,797,632.00	
韓国ウォン合計			3,294,550,146	2,831,797,632.00 (259,109,483)	
		合計		259,732,721 (259,109,483)	

(注)券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

- (注) 1. 小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
- 2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
韓国ウォン	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [ エクイティ ] 」および「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」の受益証券を主要投資対象としております。これらの受益証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [ エクイティ ] 」は、韓国籍のオープンエンド型の外国投資信託です。同外国投資信託は、2016年4月17日に計算期間が終了し、韓国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けております。

「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」は、国内の投資信託です。同投資信託は、平成28年2月25日に計算期間が終了し、国内において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けております。

「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [ エクイティ ]」の内容

財務状態表

第14期：2016年 4月 17日 現在

第13期：2015年 4月 17日 現在

(単位：韓国ウォン)

科目	第14(当)期	第13(前)期
	金額	金額
<b>資産</b>		
. 運用資産	(21,559,583,158)	(59,047,586,783)
1. 現金及び預金	116,121,758	442,963,833
(1) 現金及び現金性資産	116,121,758	442,963,833
2. 有価証券	21,443,461,400	58,604,622,950
(1) 株式(注釈)	21,443,461,400	58,604,622,950
. その他の資産	(220,593,522)	(4,403,949,273)
1. 有価証券売却未収入金	169,701,023	4,376,091,148
2. 未収利息	76,796	1,837,034
3. 未収配当金	50,815,703	26,021,091
<b>資産合計</b>	<b>21,780,176,680</b>	<b>63,451,536,056</b>
<b>負債</b>		
. その他負債	(169,802,227)	(15,217,557,664)
1. 未払分配金	-	11,176,182,851
2. 有価証券買付未払金	109,942,672	591,320,364
3. 未払解約金	30,707,339	3,404,880,569
4. 未払手数料	29,123,316	42,914,960
5. その他未払金	28,900	2,258,920
<b>負債合計</b>	<b>169,802,227</b>	<b>15,217,557,664</b>
<b>純資産</b>		
. 元本	24,996,365,482	48,233,978,392
(総口数： 当期：24,996,365,482口 前期：48,233,978,392口)		
. 欠損金	(3,385,991,029)	-
(1,000口当たり 基準価格： 当期：Class C-F 866.46ウォン 前期：Class C-F 1,000.00ウォン)		
<b>純資産合計</b>	<b>21,610,374,453</b>	<b>48,233,978,392</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>21,780,176,680</b>	<b>63,451,536,056</b>

別添の注釈は本財務諸表の一部です。

損益計算書

第14期：2015年 4月 18日から 2016年 4月 17日まで  
 第13期：2014年 4月 18日から 2015年 4月 17日まで  
 (単位：韓国ウォン)

科 目	第14(当)期	第13(前)期
	金額	金額
. 運用収益	(2,152,658,814)	9,290,815,911
1. 投資収益	(277,389,823)	(349,047,521)
(1) 利息	5,137,513	21,489,087
(2) 配当金	271,427,283	327,546,713
(3) その他収益	825,027	11,721
2. 売買益及び評価益	(4,909,401,094)	(13,438,201,349)
(1) 有価証券売買益	4,400,014,528	7,099,794,687
(2) 有価証券評価益(注釈)	509,386,566	6,338,406,662
3. 売買損及び評価損	(7,339,449,731)	(4,496,432,959)
(1) 有価証券売買損	5,129,861,620	3,885,652,122
(2) 有価証券評価損(注釈)	2,209,588,111	610,780,837
. 運用費用	165,134,717	195,919,997
1. 運用手数料	84,278,898	98,167,872
2. 販売手数料	64,807,065	76,878,598
3. 受託手数料	10,113,464	11,780,140
4. 事務受託手数料	5,056,730	5,890,067
5. その他費用	878,560	3,203,320
. 当期純利益(損失)	(2,317,793,531)	9,094,895,914
1,000口当たり当期純利益(損失)	(65.74)	249.45

別添の注釈は本財務諸表の一部です。

注釈

有価証券明細表

2016年4月17日現在、有価証券の内容は、次のとおりです。

(単位:韓国ウォン)

名称	数量	取得原価	帳簿価額(=公正価値)
有価証券市場			
Samsung Electronics	2,144	2,759,771,619	2,787,200,000
Korea Zinc	3,745	1,749,171,119	1,870,627,500
AmorePacific	4,324	1,626,384,257	1,733,924,000
AmorePacific Group	9,596	1,501,189,221	1,458,592,000
Hanssem	6,334	1,575,990,673	1,292,136,000
Hana Tour	12,690	1,527,336,159	1,148,445,000
CJ	5,470	1,247,566,015	1,104,940,000
NAVER Corp	1,636	1,015,489,578	1,101,028,000
S1 Corporation	9,788	857,255,247	900,496,000
Korea Aerospace Industries	12,394	922,532,730	847,749,600
CJ Korea Express	4,251	798,251,832	799,188,000
Hotel Shilla	11,258	1,100,956,510	777,927,800
LG Hausys	5,086	826,779,621	709,497,000
Korea Investment Holdings	14,079	877,349,463	634,962,900
Shinsegae International	6,220	756,569,311	463,390,000
Hyundai Motors	2,666	407,896,545	403,899,000
Nongshim	1,052	438,073,778	400,812,000
Hanhwa Techwin	7,418	270,682,044	310,072,400
Hyundai Mobis	1,138	275,932,071	274,258,000
CJ CheilJedang Corp	714	291,530,905	258,111,000
Korea Electric Power Corporation	3,907	201,125,860	230,903,700
Samsung Fire & Marine Insurance	693	208,003,245	207,207,000
Shinhan Financial Group	4,739	202,566,320	197,853,250
LG Chem	476	135,414,630	159,460,000
NCSOFT	611	140,516,756	148,778,500
Hyundai Motors - pref	1,387	154,238,921	140,780,500
Yuhan Corporation	385	98,749,297	119,735,000
Grand Korea Leisure	4,343	147,880,680	115,958,100
Hyundai Glovis	500	104,333,882	92,500,000
Kiwoom Securities	1,307	91,598,023	83,778,700
LIG Nex 1	780	83,561,117	79,560,000
Samsung C&T Corporation	433	65,930,140	61,702,500
Hanmi Pharm.	49	31,495,837	32,095,000
SK Hynix	791	32,994,239	21,871,150
Korea Plant Service & Engineering	287	21,092,967	20,003,900
Hyundai Engineering & Construction	55	2,018,958	2,205,500
有価証券市場合計	142,746	22,548,229,570	20,991,649,000
コスダック市場			
CJ E&M	4,919	401,884,211	324,162,100
Paradise	6,459	155,472,093	105,281,700
HIZEAERO	2,193	38,077,071	22,368,600
コスダック市場合計	13,571	595,433,375	451,812,400
合計	156,317	23,143,662,945	21,443,461,400

イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）の内容

貸借対照表

区 別	注記 番号	第13期 (平成27年2月25日現在)	第14期 (平成28年2月25日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		-	5,669,406
コール・ローン		62,181,315	-
国債証券		1,019,675,870	1,085,114,350
未収利息		4,819,605	5,483,861
前払費用		35,178	76,750
流動資産合計		1,086,711,968	1,096,344,367
資産合計		1,086,711,968	1,096,344,367
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		293,469	294,852
未払委託者報酬		880,344	884,487
その他未払費用		315,000	432,000
流動負債合計		1,488,813	1,611,339
負債合計		1,488,813	1,611,339
純資産の部			
元本等			
元本		1,000,181,732	995,568,047
剩余金			
期末剩余金又は期末欠損金( ) (分配準備積立金)		85,041,423 87,588,119	99,164,981 100,842,081
元本等合計		1,085,223,155	1,094,733,028
純資産合計		1,085,223,155	1,094,733,028
負債純資産合計		1,086,711,968	1,096,344,367

損益及び剩余金計算書

区分	注記番号	第13期 自 平成26年2月26日 至 平成27年2月25日	第14期 自 平成27年2月26日 至 平成28年2月25日
		金額(円)	金額(円)
営業収益			
受取利息		16,664,053	16,280,258
有価証券売買等損益		5,254,330	997,360
営業収益合計		11,409,723	17,277,618
営業費用			
受託者報酬		634,680	584,473
委託者報酬		1,903,912	1,753,272
その他費用		315,000	432,000
営業費用合計		2,853,592	2,769,745
営業利益又は営業損失( )		8,556,131	14,507,873
経常利益又は経常損失( )		8,556,131	14,507,873
当期純利益又は当期純損失( )		8,556,131	14,507,873
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		517,021	7,958
期首剩余金又は期首次損金( )		99,572,920	85,041,423
剩余金増加額又は欠損金減少額		2,023,637	158
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額		2,023,637	158
剩余金減少額又は欠損金増加額		24,594,244	392,431
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額		24,594,244	392,431
分配金		-	-
期末剩余金又は期末欠損金( )		85,041,423	99,164,981

有価証券明細表（平成28年2月25日現在）

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第277回利付国債（10年）	37,000,000	37,035,890	
	第280回利付国債（10年）	40,000,000	40,256,400	
	第284回利付国債（10年）	50,000,000	50,769,000	
	第285回利付国債（10年）	80,000,000	81,610,400	
	第295回利付国債（10年）	30,000,000	31,203,600	
	第298回利付国債（10年）	50,000,000	52,154,500	
	第300回利付国債（10年）	30,000,000	31,591,500	
	第301回利付国債（10年）	25,000,000	26,436,750	
	第303回利付国債（10年）	30,000,000	31,737,300	
	第305回利付国債（10年）	7,000,000	7,407,190	
	第306回利付国債（10年）	20,000,000	21,316,800	
	第307回利付国債（10年）	35,000,000	37,161,250	
	第310回利付国債（10年）	25,000,000	26,380,250	
	第311回利付国債（10年）	50,000,000	52,300,000	
	第313回利付国債（10年）	25,000,000	26,914,750	
	第315回利付国債（10年）	20,000,000	21,501,800	
	第325回利付国債（10年）	20,000,000	21,329,200	
	第42回利付国債（20年）	50,000,000	54,361,000	
	第47回利付国債（20年）	40,000,000	44,419,200	
	第48回利付国債（20年）	50,000,000	56,557,500	
	第53回利付国債（20年）	40,000,000	45,419,600	
	第63回利付国債（20年）	50,000,000	57,351,000	
	第67回利付国債（20年）	45,000,000	52,542,450	
	第69回利付国債（20年）	40,000,000	47,357,200	
	第75回利付国債（20年）	50,000,000	60,078,500	
	第80回利付国債（20年）	58,000,000	69,921,320	
合計		997,000,000	1,085,114,350	

## 2 【ファンドの現況】 【純資産額計算書】

(平成28年11月30日現在)

資産総額	297,594,351 円
負債総額	1,045,903 円
純資産総額( - )	296,548,448 円
発行済口数	291,890,741 口
1 口当たり純資産額( / )	1.0160 円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1. 名義書換

該当事項はありません。

### 2. 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

### 3. 貸渡制限の内容

受益権の貸渡制限は設けておりません。

### 4. 受益権の貸渡方法

#### (1) 受益権の貸渡

受益者は、その保有する受益権を貸渡する場合には、当該受益者の貸渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該貸渡にかかる貸渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の貸渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (2) 受益権の貸渡の対抗要件

受益権の貸渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 5. 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## 7 . 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

## 8 . 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部【委託会社等の情報】

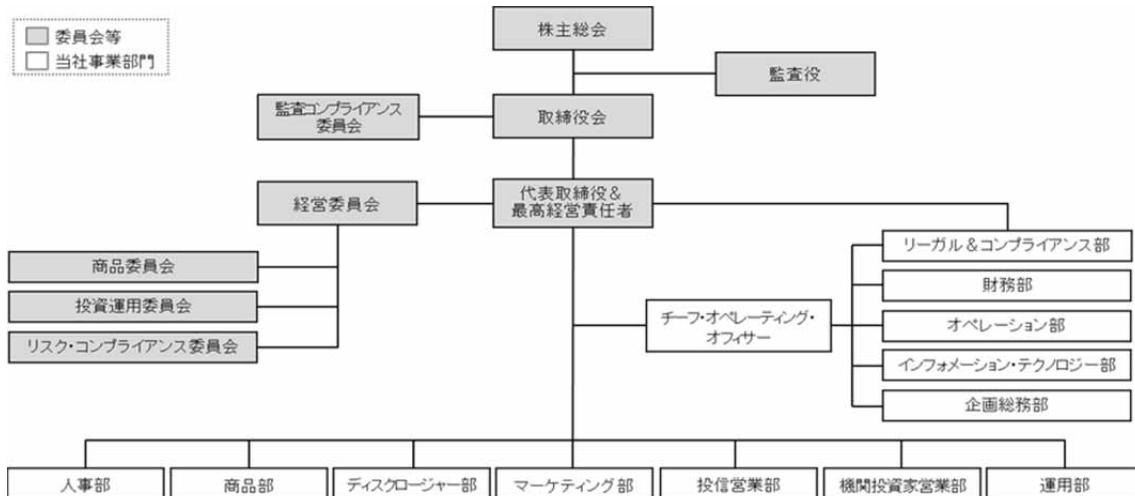
### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等(平成28年11月末現在)

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

##### (2) 委託会社の機構(平成28年11月末現在)



#### ・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。

取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

#### ・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する際には、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券には投資するべきでないとの運用哲学に基づき、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず投資運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル＆コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成28年11月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	28	754,968 百万円
合計	28	754,968 百万円

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期中間会計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

イーストスプリング・インベストメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平栗 郁朗  
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 財務諸表

## (1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,765,123	2,122,690
有価証券	—	562,562
前払費用	30,833	35,334
未収委託者報酬	1,417,026	1,173,318
未収投資顧問料	303,562	399,751
未収入金	24,000	16,450
繰延税金資産	57,751	107,943
流動資産合計	3,598,298	4,418,052
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	※1	※1
建物	76,351	72,957
器具備品	45,230	53,440
リース資産	11,480	9,975
有形固定資産合計	133,062	136,373
無形固定資産	※2	※2
ソフトウェア	8,564	16,679
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	8,852	16,967
<b>投資その他の資産</b>		
長期差入保証金	75,792	72,814
繰延税金資産	51,674	69,857
その他	6,432	6,432
<b>投資その他の資産合計</b>	133,899	149,103
<b>固定資産合計</b>	275,814	302,444
<b>資産合計</b>	3,874,112	4,720,497
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金		
未払手数料	660,643	557,630
関係会社未払金	462,755	404,143
その他未払金	46,003	66,047
未払費用	59,022	87,842
未払法人税等	250,659	374,464
預り金	111,562	115,903
賞与引当金	109,016	190,062
未払消費税等	188,523	100,605
リース債務	3,528	3,981
<b>流動負債合計</b>	1,891,715	1,900,682
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	128,367	188,878
リース債務	8,526	6,547
<b>固定負債合計</b>	136,893	195,426
<b>負債合計</b>	2,028,609	2,096,109
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金	579,128	1,358,013
繰越利益剰余金	579,128	1,358,013
利益剰余金合計	1,845,503	2,624,388
<b>株主資本合計</b>	1,845,503	2,624,388
<b>純資産合計</b>	3,874,112	4,720,497
<b>負債・純資産合計</b>		

## (2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
<b>営業収益</b>		
委託者報酬	6,475,952	7,894,653
投資顧問料	281,076	370,140
その他営業収益	35,656	62,974
<b>営業収益合計</b>	<b>6,792,685</b>	<b>8,327,768</b>
<b>営業費用</b>		
支払手数料	2,046,979	2,426,620
広告宣伝費	147,515	179,727
調査費	188,753	304,266
委託調査費	1,900,582	2,394,918
委託計算費	101,075	98,265
通信費	17,383	27,333
諸会費	5,044	5,432
<b>営業費用合計</b>	<b>4,407,336</b>	<b>5,436,564</b>
<b>一般管理費</b>		
役員報酬	133,306	218,228
給料・手当	592,449	657,154
賞与	198,971	269,048
交際費	6,242	12,601
旅費交通費	40,197	46,192
租税公課	14,677	24,933
不動産賃借料	115,705	127,993
退職給付費用	111,296	52,313
減価償却費	24,403	29,302
採用費	22,352	20,439
専門家報酬	24,977	17,990
業務委託費	29,977	54,756
敷金の償却	5,365	5,365
諸経費	56,337	58,027
<b>一般管理費合計</b>	<b>1,376,262</b>	<b>1,594,346</b>
<b>営業利益</b>	<b>1,009,086</b>	<b>1,296,856</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	82	88
受取配当金	568	6,744
為替差益	-	11,606
不動産賃貸収益	4,688	-
雑収入	451	3
<b>営業外収益合計</b>	<b>5,792</b>	<b>18,443</b>
<b>営業外費用</b>		
有価証券評価損	-	39,437
為替差損	27,965	-
雑損失	600	500
<b>営業外費用合計</b>	<b>28,565</b>	<b>39,937</b>
<b>経常利益</b>	<b>986,313</b>	<b>1,275,363</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	204	185
ゴルフ会員権売却損	3,380	-
特別損失合計	3,585	185
<b>税引前当期純利益</b>	<b>982,728</b>	<b>1,275,177</b>
法人税、住民税及び事業税	389,197	564,666
法人税等調整額	14,403	△ 68,374
法人税等合計	403,601	496,291
<b>当期純利益</b>	<b>579,127</b>	<b>778,885</b>

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本			純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	その他利益剰余金	
当期首残高	649,500	616,875	468,635	1,735,010
当期変動額				
剩余金の配当	—	—	△ 468,635	△ 468,635
当期純利益	—	—	579,127	579,127
当期変動額合計	—	—	110,492	110,492
当期末残高	649,500	616,875	579,128	1,845,503
				1,845,503

当事業年度(自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本			純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
		資本準備金	その他利益剰余金	
当期首残高	649,500	616,875	579,128	1,845,503
当期変動額				
剩余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	778,885	778,885
当期変動額合計	—	—	778,885	778,885
当期末残高	649,500	616,875	1,358,013	2,624,388
				2,624,388

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 売買目的有価証券

時価法により行っています。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

##### ① 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。

##### ② 平成19年4月1日以降に取得したもの

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～15年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
但し、当期の計上額はありません。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
建物	34,177千円	41,131千円
器具備品	49,355千円	61,335千円
リース資産	6,640千円	8,925千円
計	90,173千円	111,392千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日現在)	当事業年度 (平成28年3月31日現在)
ソフトウェア	11,445千円	16,407千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通株式	468	利益剰余金	20,322	平成26年3月31日	平成26年7月1日

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会(予定)	普通株式	758	利益剰余金	32,870	平成28年3月31日	平成28年6月25日 (予定)

(リース取引関係)

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当事項はありません。

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容およびリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収投資顧問料は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（平成27年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,765,123	1,765,123	-
(3) 未収委託者報酬	1,417,026	1,417,026	-
(4) 未収投資顧問料	303,562	303,562	-
(5) 長期差入保証金	75,792	75,792	-
(6) 未払金	(1,169,402)	(1,169,402)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

当事業年度（平成28年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	2,122,690	2,122,690	-
(2) 有価証券	562,562	562,562	-
(3) 未収委託者報酬	1,173,318	1,173,318	-
(4) 未収投資顧問料	399,751	399,751	-
(5) 長期差入保証金	72,814	72,814	-
(6) 未払金	(1,027,821)	(1,027,821)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,765,123	-	-	-
未収委託者報酬	1,417,026	-	-	-
未収投資顧問料	303,562	-	-	-
長期差入保証金	8,390	67,401	-	-
合計	3,494,103	67,401	-	-

当事業年度（平成28年3月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,122,690	-	-	-
未収委託者報酬	1,173,318	-	-	-
未収投資顧問料	399,751	-	-	-
長期差入保証金	10,777	62,036	-	-
合計	3,706,539	62,036	-	-

(有価証券関係)

(1) 売買目的有価証券

当事業年度の損益に含まれた評価差額 39,437千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
退職給付引当金期首残高	99,211 千円	128,367 千円
退職給付費用	61,891 千円	76,538 千円
退職給付の支払額	△ 32,735 千円	△ 16,027 千円
退職給付引当金期末残高	128,367 千円	188,878 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
退職給付費用	111,296 千円	52,313 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	36,084 千円	58,653 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	41,514 千円	57,834 千円
未払費用否認額	2,238 千円	16,116 千円
未払事業税	19,360 千円	22,774 千円
その他	10,228 千円	22,421 千円
繰延税金資産の総額	109,426 千円	177,800 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.64 %	33.06 %
(調整)		
住民税均等割	0.09 %	0.18 %
交際費等永久差異	0.67 %	1.25 %
役員給与永久差異	4.25 %	2.08 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.97 %	0.96 %
その他	△0.57 %	1.40 %
税効果会計適用後の法人税の負担率	41.07 %	38.92 %

3. 法人税等の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,183千円減少し、法人税等調整額の金額が同額増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	ビーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注)	155,511	未払金	12,603
親会社の 子会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール) リミテッド	シンガポー ル	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託 計算業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注) 委託計算費の 支払(注) 情報関連費の 支払	1,744,490 31,565 6,645	未払金 未払金 未払金	380,343 7,608
親会社の 子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポー ル	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティ の支払	49,462	未払金	26,551
親会社の 親会社	ブルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英國 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株 会社	なし	管理業務の委託	業務委託	77,336	未払金	35,461
親会社の 子会社	エムアンドジーリ アルエステイトジ ヤパン株式会社	東京都 港区	300万円	不動 産業	なし	不動産の賃貸	不動産賃貸料 の受領	4,688	未収金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	ビーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注)	127,921	未払金	9,075
親会社の 子会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール) リミテッド	シンガポー ル	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託 計算業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注) 委託計算費の 支払(注) 情報関連費の 支払	2,266,671 11,761 55,831	未払金 未払金 未払金	347,478 18,793
親会社の 子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポー ル	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティ の支払	29,970	未払金	2,120
親会社の 親会社	ブルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英國 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株 会社	なし	管理業務の委託	業務委託	98,056	未払金	23,155

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記

ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド(非上場)

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	投資顧問料	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	6,475,952	281,076	35,656	6,792,685

当事業年度（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

(単位:千円)

	委託者報酬	投資顧問料	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	7,894,653	370,140	62,974	8,327,768

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	80,030円49銭	113,806円95銭
1株当たり当期純利益金額	25,113円93銭	33,776円46銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月 1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	579,127千円	778,885千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る中間純利益	579,127千円	778,885千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成 28 年 12 月 2 日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

大本橋泰二



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

1. 中間貸借対照表

	(単位:千円)
	当中間会計期間末 (平成28年9月30日)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	1,633,298
有価証券	525,722
前払費用	39,343
未収委託者報酬	1,056,298
未収投資顧問料	192,054
未収入金	20,693
繰延税金資産	145,884
流動資産合計	<u>3,613,294</u>
固定資産	
有形固定資産	※1
建物	69,412
器具備品	54,135
リース資産	8,085
有形固定資産合計	<u>131,633</u>
無形固定資産	※2
ソフトウェア	13,657
電話加入権	288
無形固定資産合計	<u>13,945</u>
投資その他の資産	
長期差入保証金	70,375
繰延税金資産	79,042
その他	6,432
投資その他の資産合計	<u>155,850</u>
固定資産合計	<u>301,428</u>
資産合計	<u>3,914,723</u>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	
未払手数料	507,725
関係会社未払金	441,383
その他未払金	11,345
未払費用	94,615
未払法人税等	189,788
預り金	16,789
賞与引当金	358,085
未払消費税等	※3 18,341
リース債務	3,981
流動負債合計	<u>1,642,056</u>
固定負債	
退職給付引当金	216,719
リース債務	4,557
固定負債合計	<u>221,276</u>
負債合計	<u>1,863,333</u>
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	649,500
資本剰余金	616,875
資本準備金	<u>616,875</u>
資本剰余金合計	<u>616,875</u>
利益剰余金	
その他利益剰余金	785,015
繰越利益剰余金	<u>785,015</u>
利益剰余金合計	<u>2,051,390</u>
株主資本合計	<u>2,051,390</u>
純資産合計	<u>3,914,723</u>
負債・純資産合計	<u>3,914,723</u>

## 2. 中間損益計算書

(単位:千円)

当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月 30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,050,343
投資顧問料	177,828
その他営業収益	45,076
営業収益合計	<u>3,273,248</u>
営業費用	
一般管理費	2,166,581
営業利益	※1 788,077
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	9,001
為替差益	19,175
雑収入	319
営業外収益合計	<u>28,499</u>
営業外費用	
有価証券評価損	38,840
営業外費用合計	<u>38,840</u>
経常利益	<u>308,247</u>
特別損失	
固定資産除却損	550
特別損失合計	<u>550</u>
税引前中間純利益	<u>307,696</u>
法人税、住民税及び事業税	169,820
法人税等調整額	△ 47,125
法人税等合計	<u>122,694</u>
中間純利益	<u>185,002</u>

## 3. 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月 30日)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
当期首残高	649,500	616,875	1,358,013	2,624,388	2,624,388	
当中間期変動額						
剰余金の配当	—	—	△ 758,000	△ 758,000	△ 758,000	
中間純利益	—	—	185,002	185,002	185,002	
当中間期変動額合計	—	—	△ 572,998	△ 572,998	△ 572,998	
当中間期末残高	649,500	616,875	785,015	2,051,390	2,051,390	

## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 売買目的有価証券

時価法により行っています。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

##### ① 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。

##### ② 平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～15年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

但し、当期の計上額はありません。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

### 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

当中間会計期間末 (平成28年9月30日)	
建物	44,676 千円
器具備品	67,529 千円
リース資産	10,815 千円
計	123,020 千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

当中間会計期間末 (平成28年9月30日)	
ソフトウェア	17,647 千円

※3 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日)	
有形固定資産	12,329 千円
無形固定資産	3,022 千円
計	15,351 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日)

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容およびリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収投資顧問料は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
①現金及び預金	1,633,298	1,633,298	-
②有価証券	525,722	525,722	-
③未収委託者報酬	1,056,298	1,056,298	-
④未収投資顧問料	192,054	192,054	-
⑤長期差入保証金	70,375	70,375	-
⑥未払金	(960,455)	(960,455)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

② 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

③ 未収委託者報酬、④ 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

(1) 売買目的有価証券

当中間会計期間の損益に含まれた評価差額

38,840 千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	投資顧問料	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,050,343	177,828	45,076	3,273,248

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がいないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	88,958円83銭
1株当たり中間純利益金額	8,022円65銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 平成28年4月 1日 至 平成28年9月30日)
中間純利益	185,002千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株主に係る中間純利益	185,002千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5 【その他】

- (1) **定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項**

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) **訴訟事件その他の重要事項**

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

追 加 型 証 券 投 資 信 託  
イーストスプリング韓国株式オープン

約 款

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

イーストスプリング韓国株式オープン  
運用の基本方針

約款第24条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として韓国籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」の受益証券（韓国ウォン建て）およびわが国の証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）を主要投資対象とし、各ファンドに対する投資比率は以下の通りとします。

1. 「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」 原則として90%以上割安と考える韓国株式に分散投資し、リスク調整後のリターンが継続的にベンチマークを上回ることを目的とする韓国籍外国投資信託の受益証券（韓国ウォン建て）

2. 「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）」 原則として10%未満  
わが国の国債を中心に、国債、政府保証債、地方債等の公共債を主要投資対象とし、  
安定的な収益の確保を目的とするわが国の証券投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、  
市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合が  
あります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券以外への投資は約款第22条の範囲内で行います。  
② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
イーストスプリング韓国株式オープン

約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律において準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項、および第50条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 委託者は、この信託について、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行います。

② この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取

得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第26条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情

等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、すでに信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益者にかかる信託を設定した旨の通知を行います。  
(受益権の申込単位、価額および手数料等)

第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得の申込みに応ずるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に限り、1口単位をもって取得の申込みに応ずるものとします。なお、取得申込日が韓国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）の休場日または韓国の銀行休業日にあたる場合は、受益権の取得の申込みに応じないものとします。また、韓国の金融商品取引所が2日以上連続して休場日となる場合等、委託会社が別に定める日は、受益権の取得の申込みに応じ

ないものとします。ただし、第42条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合は除きます。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 前項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第4項に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関がそれぞれ別に定める3.5%以内の率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（この信託契約締結日前の取得申込については1口につき1円）に乗じて得た額とします。
- ⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、第36条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込の受付を中止すること、すでに受けた取得申込の受付を取消すこと、またはその両方を行うことができます。

（受益証券の種類）

第14条（削除）

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえ

ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。  
(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録のよらなければ、  
委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第17条 (削除)

(記名式の受益証券の再交付)

第18条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第19条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第20条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2  
条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権（イおよびハに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ハ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

第22条 委託者は、信託金を、主として韓国籍外国投資信託「イーストスプリング・インベス  
トメンツ・インダストリー・リーダース・セキュリティーズ・インベストメント・トラ  
スト[エクイティ]」の受益証券（韓国ウォン建て）およびわが国の証券投資信託「イー  
ストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）」の受益証  
券（振替受益権を含みます。）に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2  
条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投  
資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を  
有するもの

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品  
取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みま  
す。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除  
きます。）

3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第23条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、第27条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条ならびに前条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第26条、第31条、第32条および第33条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第24条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存にかかる業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第28条 (削除)

(混藏寄託)

第29条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第30条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めることは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券の売却等の指図)

第31条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、原則として毎年11月1日から翌年10月31日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成18年1月31日から平成18年10月31日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用等)

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
- ④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁し、委託者の責任において、実際の支払いに充当します。

（信託報酬の額および支弁の方法）

- 第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の102.5の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

- 第40条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

- 第41条 受託者は、収益分配金については、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償

還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第42条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第42条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任せません。(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第44条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、原則として信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、原則として第45条1項の受益者の請求を受付けた日より起算して6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において

て行うものとします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(受益証券の保護預り)

第43条 (削除)

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口の整数倍で委託者および委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が認める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が韓国の金融商品取引所の休場日または韓国の銀行休業日にあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受けないものとします。また、韓国の金融商品取引所が2日以上連続して休場日となる場合等、委託会社が別に定める日は、一部解約の実行の請求を受けないものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし

ます。

- ⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項の規定による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すこと、またはその両方を行うことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第45条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、第5条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にした

がい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第51条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第46条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を通じて、受託者に対し自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者ならびに委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の協議により決定するものとします。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第52条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第53条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条（受益証券の種類）から第20条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成18年1月31日

委託者 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社